

会

議

午前10時 0分開会

議長（滝内久生君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議開催に当たり、欠席したい旨の届出のありました議員は、13番 沢登英信君であります。

議第74号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（滝内久生君） 日程により、議第74号 職員のサービスの宣誓に関する条例及び下田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（須田洋一君） 改めまして、おはようございます。総務課でございます。

それでは、議第74号 職員のサービスの宣誓に関する条例及び下田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案件名簿の20ページをお開きください。

議第74号 職員のサービスの宣誓に関する条例及び下田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次の21ページから23ページのとおり制定するものでございます。内容につきましては、後ほど、議案説明資料にて御説明申し上げます。

提案の理由でございますが、行政手続における押印の見直しに伴い、所要の改正を行うためでございます。

それでは、条例改正の内容について御説明申し上げます。

まず、今回の改正の概要でございますが、地方公共団体における押印の見直しにより、職員のサービスの宣誓に関する条例及び下田市固定資産評価審査委員会条例の2つの条例を一括して改正するものでございます。

議案説明資料の2ページをお願いいたします。

本条例改正の改正前・改正後の新旧対照表で、下線箇所が今回改正となるものでございます。第1条は、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正でございます。同条例第2条中、

任命権者への提出方法を改めるのは、国の政令の改正に準じたもの。同じく様式について、改正後の様式のとおり、条文整備として様式名を改めるほか、最下段氏名の後の印を削除するものでございます。

議案説明資料の3ページをお願いします。

続いて第2条は、下田市固定資産評価審査委員会条例の一部改正でございます。同条例第4条、第7条、第8条、第9条及び第10条中の改正は、それぞれ押印に関する事項及び字句を削除し、条文を整備するものでございます。

議案件名簿の23ページにお戻りください。

最後に附則は、この条例は、令和4年4月1日から施行するというものでございます。

以上、雑駁な説明でございますが、議第74号 職員の服務の宣誓に関する条例及び下田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についての御説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（滝内久生君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第74議案は、総務文教委員会に付託いたします。

議第75号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（滝内久生君） 次は、日程により、議第75号 下田市消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

防災安全課長。

防災安全課長（平井孝一君） おはようございます。

それでは、議第75号 下田市消防団条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案件名簿の24ページをお開きください。

議案のかがみでございます。下田市消防団条例の一部を改正する条例を次の25ページから28ページのとおり制定するもので、内容につきましては、後ほど議案説明資料にて御説明申

し上げます。

提案理由は、消防団組織の統廃合に基づく定員の見直し、団員の処遇改善、押印の見直し等を図るためでございます。

それでは、条例改正内容について御説明申し上げます。

議案説明資料の5ページ、説明資料 を御覧ください。

本条例の改正案の1点目としまして、消防団の定員の改正は、消防防災体制の中核的役割を果たす消防団の組織について、消防団入団者の確保が困難であることなど、地域の実情を踏まえ、部の統合による組織編成を実施し、定員数を63人減員するものです。

なお、定員数は減数となりますが、地域に根ざした多様な消防団活動ができるよう適正な組織運営を図ってまいります。

団員内訳としまして、(1)の消防団編成表を御覧ください。網かけが令和4年4月1日から団統合を図る部でございます。第1分団から第7分団までを、それぞれ4人から19人の減員とし、要となる本部分団定員数は機能強化のため現状維持としております。定員数の決定につきましては、人口減少・少子高齢化の社会情勢や各分団への聞き取りによる地域実情も踏まえ、消防団本部会議、分団長会議において協議を重ね、本年10月の分団長会議で最終決定の上、今回、改正案を上程しております。

6ページを御覧ください。

(2)は、参考としまして、県東部の市町の消防団員数を示した表でございます。本市1,000人当たりの定員数は、現行17.60人、これを改正後14.57人となります。東部平均は14.41人に対し、改正後は東部平均並みとなります。なお、県平均は12.26人で、2人程度上回る体制となります。参考でございますが、全国の実員数につきましては、平均6.44人となっております。

下段を御覧ください。

2点目としまして、消防団員の欠格事項の改正で、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の趣旨を踏まえ、団員の欠格条項について改正するものでございます。

7ページを御覧ください。

3点目としまして、消防団員の処遇改善について、令和3年4月13日付、消防庁長官からの消防団員の処遇改善に関する通知に基づき、年額報酬については、国の基準となる交付税単価を下回る階級団員の報酬を改善するため、副分団長を500円、班長を7,000円、団員を1

万6,500円それぞれ増額し、出勤報酬については、過去に消防庁が例示した条例に基づき、出勤手当を費用弁償で位置づけをしておりましたが、性質上、出勤に応じた報酬であることから、団員個人に対する費用弁償とは分け整理するとされたため、「費用弁償」から、今回「報酬」に改め、現行の「出勤」を「水火災その他災害出勤」とし、1回当たり2,200円から1日当たり8,000円に引き上げ、また、現行の「訓練」「特別警戒」及び「その他消防業務」を「警戒、訓練、その他の消防業務」とし、それぞれ1回当たり2,500円または2,200円を1日当たり3,500円に引き上げるものでございます。

最後に4点目としまして、宣誓書の改正については、行政手続における押印の見直しに伴う押印の省略及び字句訂正を行うものでございます。

8ページを御覧ください。

本条例改正に伴う新旧対照表でございます。左側は改正前、右側は改正後、下線箇所が今回改正箇所でございます。第3条中、「365人」を「302人」に改めるのは、定員見直しによるものでございます。

第5条中、第1号「成年被後見人又は被保佐人」を削り、第2号を第1号とし、第3号を2号とし、第6条第2項第3号中「又は第2号」を削るのは、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の趣旨を踏まえたものでございます。

第10条の見出しを「(報酬)」から「(年報酬額)」に改め、改正後、同条第1項中「団員に」の次に「別表第1の左欄に掲げる階級の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める」を加え、同条第2項各号列記以外部分を、「前項の規定にかかわらず、団員が次の各号のいずれかに該当する場合の報酬は、月割計算による」に改め、第10条の次に、第10条の2「団員が別表第2の左欄に掲げる消防団活動に従事したときは、その区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める報酬を支給する。」を加え、9ページを御覧ください、第11条第1項を、「団員が公務のために旅行したときは、その旅行について下田市職員等の旅費に関する条例の規定に基づき、市長に支給する旅費に相当する額を費用弁償として支給する。」に改め、改正前の第11条第2項を削り、第12条第1項中、「前条第1項の費用弁償」を「前3条に規定する報酬及び費用弁償」に改め、「期日ごとに」を削り、同条第2項中「を除く」を「の」に改め、9ページから10ページの別表第1及び別表第2をそれぞれ改めるのは、消防団員の処遇の改善に伴うものでございます。11ページは、宣誓書の押印省略及び字句訂正のため、氏名右の“印”を削り、宣誓文の「誠実かつ公平並びに」を「偏見をさけ、誠実かつ公平に」

に改めるものでございます。

議案件名簿の28ページにお戻りください。

最後に、附則でございますが、第1項は、本条例は令和4年4月1日から施行するというもの。第2項は、本改正により、出勤手当の支給が費用弁償から報酬となるため、年度をまたぐ出勤が生じた際の適用について明確にしたものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第75号 下田市消防団条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（滝内久生君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

6番 佐々木清和君。

6番（佐々木清和君） おはようございます。ありがとうございます。

消防の関係、7ページ、火災その他の出勤、手当が8,000円ということですが、これ、何か国の基準というか、指導的なものがあるのか。というのは、その世間の働く人の1日の日当からすると、しょっちゅう出勤するわけではないと思うんですが、僕のイメージでは半分ぐらいの金額で、もっと多くてもいいんじゃないかなと思うんですが、何か国の指針があって、それを参考にしているのか。市独自で地域の状況に合ったものを定められるのか。それであればもう少し金額を多くしたらどうかなと思うんですが。年に何回かの出勤だと思うんですけども、逆に言えばそれだけ大変なことだと思うんですが、8,000円という額がどういう根拠で査定されたのか。私たち仕事すると1日1万8,000円とか2万円みたいなことになり、緊急に呼び出されても。その辺、いかがなあれで設定したのか、お願いいたします。

議長（滝内久生君） 防災安全課長。

防災安全課長（平井孝一君） こちらにつきましては、消防団の報酬等の基準の制定に伴いまして、国のほうでいろいろ議論を重ねた結果、8,000円という単価が示されまして、それに従った改正となっております。

以上です。

6番（佐々木清和君） はい、ありがとうございます。これ、じゃあ国の。

議長（滝内久生君） 発言の許可を求めてください。

6番（佐々木清和君） はい。議長、6番。

議長（滝内久生君） 6番 佐々木清和君。

6番（佐々木清和君） 立つたびに言うのはちょっと大変ですから無駄じゃないですかね。

8,000円というのは、じゃあ国の基準ということでよろしいんですか。

議長（滝内久生君） 防災安全課長。

防災安全課長（平井孝一君） こちらの説明資料にもちょっと記載してございますが、国のほうで交付税単価というのが8,000円という見込単価を示しておりまして、それと同等となる以上というような消防庁長官からの通知がございますので、それに従って改正してのものです。

議長（滝内久生君） 6番 佐々木清和君。3回目です。

6番（佐々木清和君） これは地域の若い人たちが頑張ってくれる状況に合わせて、基準は基準、地域に合わせて、この過疎地域で行動範囲が広いわけですから、そういう意味でのある程度の加算というのは可能なんでしょうか、不可能なんでしょうか、それだけ回答お願いいたします。

議長（滝内久生君） 防災安全課長。

防災安全課長（平井孝一君） こちらについては、地域によって金額を変えることは可能です。ただ、市としましては、基準に基づき、こちらについてもいろんな専門の方々と議論をされた中で単価が示されておりますので、こちらを参考に準拠して8,000円としております。一言、地域で設定することは可能です。

以上です。

議長（滝内久生君） ほかに質疑ございますか。

9番 進士濱美君。

9番（進士濱美君） 1点お尋ねいたします。

前々からいわゆる定員数と実定員というのが、ここに表示されております。下田市はどうしても定員に満たない、現況の社会情勢から見て、若い人がなかなか加盟しにくいという部分があるだろうと思っておりますが、ただ、下田市が少ないには少ないんですが、今日頂いた資料の中の6ページ、いわゆる東海道筋の都市部、伊豆の国、伊豆市、函南、沼津、御殿場、裾野、小山町、長泉等々が、1,000人当たりの実定員が4人とか5人とか6人とか、下田よりさらに半分以下の定数が並んでるわけですね。果たしてこれでやっていけるのかという疑問が出てくるんですけども、そうすると下田ももっと少なくてもいいのかなのかという疑問が湧いてきます。

実は人口比に対して定員数が単純に割り切れるものではなくて、都市部であれば災害の発

生条件とか、火災の発生条件とか、相当変わってくるんだと思うんですね。その少ないのは、いわゆる常備消防、いわゆるプロの消防団がそれをカバーしているという部分もあるのかもしれませんが、そういう状況をちょっと説明をお願いできますか。

議長（滝内久生君） 防災安全課長。

防災安全課長（平井孝一君） 他市町の状況については、ちょっと私は理解しておりませんが、下田市においては今回、人数制定する際に、各ポンプ車、消防車、台数がございます。それにちょっと今、細かいことまで分からないですが、各ポンプ車を出動するには、例えば4人が乗ってなきゃ駄目だとか、3人乗ってなきゃ駄目とか、それを3人体制、3クールで回したときに、24時間ずっと活動した場合に、3クールで回したときに、その各地区の必要数を最低限どんだけ、今の保有する消防車両に対して何人ぐらい必要かとなってくると、下田市の場合ですと、今回、統合後、消防車両をちょっと減らしても260人以上はちょっと必要だという計算が出ております。であるので、今回の302人については、全ての方が常時出てこれるということも保証できないので、人数的にこのぐらいは確保していく必要があると思いますので、濱美議員のおっしゃった伊豆の国市とか、そういうところ、少ない事例もあるがどうかということに対して、下田市はそこまで下げると消防活動に支障があると私は考えております。

以上です。

議長（滝内久生君） ほかに質疑はございますか。

10番 橋本智洋君。

10番（橋本智洋君） 統合がされますね、1分団、2分団、3分団、6分団と。この統合した場合に、通常言ってる消防小屋ですか、消防小屋の位置はそれぞれの分団でどうなるんでしょうか。また、その消防小屋跡地に関してどうするか、今後の計画があれば、分かる範囲で教えていただきたいと思います。

議長（滝内久生君） 防災安全課長。

防災安全課長（平井孝一君） 今回、まず統合する1分団の中の1部と3部については、3部が今、下田公園下の詰所にあります、そこに統合します。2分団は御存じのとおり、今、中のほうで工事をやっていますので、そこで統一されます。3分団の1部と2部と3部については、こちらが1部がすみません、落合、箕作、宇土金になっておりますので、こちらに統合されます。6分団につきましては、1部と3部、こちら田牛と吉佐美になりまして、吉佐美に統一されます。あとの残った詰所につきましては、今のところ、来年度については、ま

だその車両の廃止、引継ぎがあるので、ちょっと倉庫として使われます。ただ、その後の利活用等については、まず借りてるところについては撤去する、例を挙げますと田牛。一部、河内が道路敷きになっておりますので、こちらについては撤去の方向。市有地、例えば須原とか椎原については市有地になっておりますので、そこについては、まだ今のところ利活用方法は決まっておりません。今後、ちょっと地域の意見も聞いて考えていきたいと考えております。

以上です。

議長（滝内久生君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第75議案は、総務文教委員会に付託いたします。

議第76号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（滝内久生君） 次は、日程により、議第76号 下田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

市民保健課長。

市民保健課長（井上 均君） それでは、議第76号 下田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の29ページをお開き願います。

議第76号 下田市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙30ページのとおり制定するものでございます。

初めに、提案理由でございますが、健康保険法施行令の改正に伴い、条文の整理を行うものでございます。

それでは、改正の内容につきまして条例改正関係等説明資料で御説明を申し上げますので、お手数ですが、条例改正関係等説明資料の12ページをお開き願います。

このたびの条例改正は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、国民健康保険に加入する被保険者に対して支給する出産育児一時金の支給額を改定するものでございます。

改正の要旨について、出産育児一時金は、40万4,000円に産科医療補償制度の掛金に基づ

き設定される額、上限3万円でございますけども、を加算して支給することとなっております。今般、産科医療補償制度、こちらの掛金の額が1万6,000円から1万2,000円に引き下げられることになりました。この産科医療補償制度というのは、平成21年に創設され、分娩に関して発症した重度脳性麻痺を補償対象とするものでございます。これまでの発生案件が少なかったということで、剰余金が発生したということで引き下げられたというふうになっております。

また、社会保障審議会医療保険部会におきまして、少子化対策としての重要性を鑑みまして、出産育児一時金の支給総額につきましては、これまでどおりの42万円を維持するべきものというふうに決定したため、今回、条例にございます出産育児一時金40万4,000円を40万8,000円、4,000円引き上げられるものでございます。

施行期日につきましては令和4年1月1日で、財源補填につきましては、出産育児一時金は、国民健康保険の保険給付のうち、一般会計からの繰出しに要する経費として認められております。繰出しの対象となる経費は、出産育児一時金の支給基準額の3分の2に相当する額となり、こちらが地方交付税の中の普通交付税の財源措置を受けることができるものでございます。

13ページをお開き願います。

ページ左側は改正前、右側は改正後で、アンダーラインを引いてある箇所が今回改正させていただくところでございます。改正内容でございますが、第6条第1項中「404,000円」を「408,000円」に改めるものでございます。

お手数ですが、議案件名簿30ページにお戻り願います。

附則でございますが、施行期日につきましては、令和4年1月1日から施行するものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第76号 下田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（滝内久生君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第76号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

議第77号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（滝内久生君） 次は、日程により、議第77号 下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

学校教育課長。

学校教育課長（糸賀 浩君） それでは、議第77号 下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する制定について御説明申し上げます。

議案件名簿の31ページ、議案のかがみをお開きください。

下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、別紙32ページのとおり制定するものでございます。内容につきましては、後ほど、議案説明資料により説明申し上げます。

提案理由でございますが、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の概要でございますが、国の基準の一部改正により、家庭的保育事業者等の業務負担軽減等を図る観点から、事業者等による諸記録の作成、保存等について電磁的方法による対応も可能とされたことに伴い、国の改正に準じて改正しようとするものです。

家庭的保育事業等とは、原則として満3歳未満の保育を必要とする乳幼児が対象となる事業で、定員や実施の場所等によって、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の4事業に分類されております。現在、下田市内には、家庭的保育事業等はありません。

具体的な内容でございますが、事業者が作成する、職員や収支に関する書類、利用児童の保育記録など、書面等により保存することとされているものについて、書面等の内容をパソコンのハードディスク等にデータで保存することを可能とするものです。

それでは、条例改正の内容につきまして、お手数ですが、議案説明資料の14ページをお開き願います。

左側が改正前、右側が改正後、アンダーラインの箇所が今回改正する部分でございます。

目次の改正は、章の新設に合わせ、第6章 雑則を加えるものです。本則に第6章 雑則を設け、第49条 電子的記録を追加する改正は、家庭的保育事業者等が作成・保存等を行うもので、書面で行うことが規定または想定されているものについて、電磁的方法により行う

ことができる旨を規定するものでございます。

お手数ですが、議案件名簿の32ページにお戻りいただき、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（滝内久生君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第77号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

議第78号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（滝内久生君） 次は、日程により、議第78号 下田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

学校教育課長。

学校教育課長（糸賀 浩君） それでは、議第78号 下田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案件名簿の33ページ、議案のかがみをお開きください。

下田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、別紙34ページから36ページのとおり制定するものでございます。内容につきましては、後ほど、議案説明資料により説明申し上げます。

提案理由でございますが、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の概要でございますが、国の基準の一部改正により、保育所等の事業者の業務負担の軽減及び保育所等を利用する保護者の利便性の向上を図る観点から、事業者等による諸記録

の作成、保存等及び事業者による保護者への説明等のうち書面で行うもの、または書面で行うことが想定されるものについて電磁的方法による対応も可能とされたことに伴い、国の改正に準じて改正しようとするものです。

具体的な内容でございますが、1点目としまして、事業者が作成する、職員や支出に関する書類、利用児童の保育記録など、書面等により保存することとされていたものについて、書面等の内容をパソコンのハードディスク等にデータで保存することを可能とするものです。

2点目としては、これまで事業者と保護者との手続において書面による同意の確認が必要とされていたものについて、メール等による同意の確認も可能とするものでございます。

それでは、条例改正の内容につきまして、お多数ですが、議案説明資料の15ページをお開き願います。

左側が改正前、右側が改正後、アンダーラインの箇所が今回改正する部分でございます。

目次の改正は、章の新設に合わせて、第4章 雑則を加えるものです。第5条第2項から16ページの第6項までは、特定教育・保育施設の内容等の保護者への説明に際し、書面の交付に代えて電磁的方法による提供が可能である旨を規定したのですが、追加する第53条に包括されるため削るものです。

17ページを御覧ください。

第15条第1項第2号は、認定こども園法の改正による項ずれを修正するものです。

第37条は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を、以下省令とする定義規定によるものです。

18ページを御覧ください。

第38条は、特定地域型保育施設の内容等の保護者への説明と同意について定めたもので、第5条の改正に伴い準用規定の第2項を削るものです。

第42条第6項は、第37条の定義規定により改めるものです。本則に第4章 雑則を設け、第53条 電磁的記録等を追加しております。

第53条第1項は、保育所等の事業者が作成・保存等を行うもので、書面で行うことが規定されているものについて、電磁的方法により行うことができる旨を規定するものです。

19ページを御覧ください。

第2項から、20ページ、第5項は、これまで第5条第2項から第6項に規定していた事業者による保護者への電磁的方法による書面等の提供が可能である旨を規定し直すものです。

第6項は、保護者への同意の取得についても電磁的方法によることができる旨を規定する

ものでございます。

お手数ですが、議案件名簿の36ページにお戻りいただき、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第78号 下田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（滝内久生君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第78議案は、総務文教委員会に付託いたします。

議第79号～議第85号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（滝内久生君） 次は、日程により、議第79号 令和3年度下田市一般会計補正予算（第11号）、議第80号 令和3年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第1号）、議第81号 令和3年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議第82号 令和3年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）、議第83号 令和3年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議第84号 令和3年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、議第85号 令和3年度下田市下水道事業会計補正予算（第2号）、以上7件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

財務課長。

財務課長（日吉由起美君） 議第79号 令和3年度下田市一般会計補正予算（第11号）から議第84号 令和3年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）まで、一括して御説明申し上げます。

緑色の補正予算書と補正予算の概要の御用意をお願いいたします。

初めに、議第79号 令和3年度下田市一般会計補正予算（第11号）について御説明申し上げます。

12月の補正予算につきましては、その編成方針を厳しい財政状況の中、9月補正後の事情

の変化により必要となった義務的経費、国・県補助事業の変更や追加及び事業執行済み等により不用額が見込まれるもの等に限ったものとする定め、補正予算要求の指示をしたところであり、査定もこの方針により行ったものでございます。

その内容につきましては、歳入では、各種扶助費の増に伴う国庫負担金等の増額、過疎債等起債の増額を計上し、歳出では、扶助費の増額や中学校再編整備事業費などを計上いたしました。

また、国のコロナ克服・新時代開拓のための経済政策において、安心と成長を呼ぶ「人」への投資の強化として実施する、子ども1人当たり5万円の現金を支給する子育て世帯への臨時特別給付のうち中学生以下の子ども分について先行給付金として計上したもので、その他、事業費の確定に伴う国・県支出金や基金繰入金の精算、人件費の調整などを行ったものでございます。

補正予算書の1ページをお開きください。

令和3年度下田市の一般会計補正予算（第11号）は次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億8,566万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ129億6,874万6,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるというもので、予算書の2ページから7ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、後ほど補正予算の概要により御説明申し上げます。

第2条、債務負担行為の補正でございますが、債務負担行為の追加は「第2表 債務負担行為補正」によるというもので、補正予算書の8ページをお開きください。

追加は4件で、1件目は、浄化槽保守点検等業務委託料で、期間は令和3年度から令和4年度まで、限度額は事業予定額857万6,000円の範囲内で浄化槽保守点検等業務を委託する旨の契約を令和3年度において締結し、令和4年度において支払うもので、昨年度同様、32施設に対する浄化槽保守点検業務と浄化槽汚泥引抜清掃業務を1本の限度額予算として債務を追加するもの。

2件目は、障害福祉サービスシステム使用料で、期間は令和3年度から令和7年度まで、限度額は事業予定額750万円の範囲内で、障害福祉サービスシステムを使用する旨の契約を令和3年度において締結し、令和4年度以降において支払うもの。

3件目は、生活保護システム使用料で、期間は令和3年度から令和7年度まで、限度額は事業予定額1,251万6,000円の範囲内で、生活保護システムを使用する旨の契約を令和3年度において締結し、令和4年度以降において支払うもの。

4件目は、コミュニティバス運行業務委託料で、期間は令和3年度から令和4年度まで、限度額は事業予定額825万円の範囲内で、コミュニティバス運行業務を委託する旨の契約を令和3年度において締結し、令和4年度において支払うもの。

1ページにお戻りいただき、第3条、地方債の補正でございますが、第1項地方債の追加は「第3表 地方債補正1追加」による。第2項地方債の変更は「第3表 地方債補正2変更」によるというもので、補正予算書の9ページをお開きください。

地方債の追加は、2件でございます。

1件目、起債の目的、市道鵜島大浦線法面改修事業、限度額1,000万円は、市道鵜島大浦線ののり面改修のための測量設計の財源に充てるため、緊急自然災害防止対策事業債を発行するもの。

2件目、下田市民文化会館大ホール改修事業、限度額340万円は、9月補正で計上した下田市民文化会館大ホールの天井改修実施設計業務委託の財源に充てるため、緊急防災・減災事業債を発行するものでございます。

続きまして、10ページ、地方債の変更は3件で、1件目、起債の目的、下田公園落石対策事業は、限度額450万円を340万円に変更するもので、工事の終了によるもの。

2件目、下田市統合中学校建設事業は、限度額2億8,930万円を2億9,530万円に変更するもので、事業費の増によるもの。

3件目、過疎対策事業債は、限度額6億1,530万円を6億7,200万円に変更するもので、過疎債の配分額の内示に伴い変更するものでございます。今回の増額は、令和3年度より新たに過疎債に公共施設マネジメント特別分として、公共施設の統廃合を伴う集約化・複合化事業に対し、優先枠が設けられ、下田中学校再編整備事業が該当したため増額となったものでございます。

それでは、補正予算の内容について御説明申し上げますので、恐れ入りますが、補正予算の概要2ページ、3ページをお開きください。

歳入でございます。

総務課関係、21款5項4目19節雑入32万6,000円の減額は、派遣人件費に対するもの。

企画課関係、19款2項1目3節ふるさと応援基金繰入金310万円の減額は、充当事業費の

減額によるもの。

財務課関係、16款2項8目1節県費・県営事業軽減交付金716万9,000円の増額は、金額の決定によるもの。

19款2項1目1節財政調整基金繰入金4,000万円の増額は、今回の補正予算の財源とするもの。

22款1項2目1節道路橋梁債から同5目1節過疎対策事業債までの地方債の増減は、先ほど予算書9ページ、10ページにて御説明申し上げた、追加2件及び変更3件に係るものでございます。

4ページ、5ページをお開きください。

税務課関係、16款3項1目1節県費・徴税費委託金116万9,000円の増額は、徴収委託金及び事務委託金の確定によるものです。

防災安全課関係、16款2項1目4節県費・地震・津波対策等減災交付金25万9,000円の増額は、消防団員の活動服等の購入の財源として同交付金を受け入れるもの。

市民保健課関係、15款1項1目6節国庫・保険基盤安定負担金45万8,000円の減額は国民健康保険基盤安定負担金。同2目1節国庫・接種対策費負担金751万5,000円の増額は、3回目のワクチン接種に係るもの。同2項1目1節国庫・社会保障・税番号制度整備事業費補助金8万3,000円の増額は、備品購入に充てるもの。同3目1節国庫・保健衛生費補助金877万8,000円の減額のうち、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業1,078万7,000円の減額は、事業費の精算及び3回目の接種によるもの、また、健診情報標準化整備事業200万9,000円の増額は、健診情報システム改修に係るもの。16款1項1目5節県費・保険基盤安定負担金58万8,000円の減額は、国民健康保険及び後期高齢者医療分の保険基盤安定負担金でございます。

6ページ、7ページをお開きください。

福祉事務所関係、15款1項1目1節国庫・社会福祉費負担金905万円の増額は、自立支援医療費及び障害福祉サービス費の増によるもの。同5節国庫・生活保護費等負担金3,528万3,000円の増額は、医療扶助費等の増。同2項2目2節国庫・児童福祉費補助金9,740万1,000円の増額は、補正内容等欄記載のとおりでございますが、このうち子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金9,500万円は、子育て世帯への臨時特別給付に対するもの。16款1項1目1節県費・社会福祉費負担金452万5,000円の増額は、自立支援医療費及び障害福祉サービス費の増。21款5項4目4節心身障害者扶養共済制度（脱退一時金）7万5,000円の増額

は、脱退に伴う共済金を受入るものです。

建設課関係、16款1項2目8節県費・沿道整備土地地区画整理事業公共施設管理者負担金4,791万円の追加は、都市計画街路下田港横枕線の沿道整備土地地区画整理事業に係る県からの負担金。21款5項4目13節保険金受入金79万4,000円の増額は、下田公園落石事故に対する保険金を受け入れるもの。

8ページ、9ページをお開きください。

学校教育課関係、13款2項1目2節児童福祉費負担金64万1,000円の減額は、公立、民間、認定こども園の各保育所の利用者負担金の増減。15款1項1目4節国庫・児童福祉費負担金1,230万6,000円の増額は、子どものための教育・保育給付費負担金で、児童数の増及び補助率の変更に伴うもの。同2項2目2節国庫・児童福祉費補助金、子ども・子育て支援交付金31万9,000円の増額は、放課後児童対策及び病児保育に対するもの。16款1項1目3節県費・児童福祉費負担金405万1,000円の増額は、児童数の増及び補助率の変更に伴うもの。16款2項2目3節県費・児童福祉費補助金240万円の増額は、児童数の増減によるもの。18款1項6目1節教育費寄附金30万円の増額は、市民の方から寄附をいただいたもの。19款2項1目13節奨学振興基金繰入金425万6,000円の減額は、充当事業費の減によるもの。

10ページ、11ページをお開きください。

同14節学校施設整備基金繰入金4,180万円の減額は、過疎債の増により基金繰入金を減額するものでございます。

12ページ、13ページをお開きください。

歳出でございます。

総務課関係、2款1項1目0100総務関係人件費3万円の増額は、職員人件費ほか。同2目0110人事管理事務5万4,000円の増額は、消耗品費等。同9項1目0920ネットワーク推進事業112万4,000円の増額は、消耗品費、パソコン購入費。

企画課関係、2款1項8目0240地域振興事業27万円の増額は、職員人件費。同16目0225新庁舎等建設推進事業16万円の減額は、調査業務の不用額。

財務課関係、2款1項3目0140行政管理総務事務8万1,000円の増額のうち、複写機リース料(長期継続)は、契約を更新するもの。また、市庁舎安全性調査業務委託は不用額。12款1項1目予備費249万6,000円の増額は、歳入歳出調整額。

税務課関係、2款2項1目0450税務総務事務4万9,000円の増額は、職員人件費。

防災安全課関係、8款1項2目5810消防団活動推進事業117万円の増額は、消防団員の活

動服等購入費。

市民保健課関係、2款3項1目0500戸籍住民基本台帳事務14万円の増額は、職員人件費及び消耗品費。同0505住民基本台帳ネットワーク事務8万3,000円の増額は、鍵付ロッカーを購入するもの。3款2項8目1430在宅高齢者支援事業36万円の増額は、在宅寝たきり高齢者等介護手当の支給見込み増のため。同6項1目1850国民年金事務62万1,000円の減額は、職員人件費及び時間外勤務手当。同7項1目1901国民健康保険会計繰出金20万7,000円の減額、同1902保険基盤安定繰出金128万9,000円の減額、同8項1目1950介護保険会計繰出金18万5,000円の減額は、各特別会計繰出金の減。同9項1目1960後期高齢者医療事業5万1,000円の増額は、時間外勤務手当。

14ページ、15ページをお開きください。

同1965後期高齢者医療会計繰出金15万7,000円の減額は、繰出金の減。4款1項1目2000保健衛生総務事務74万7,000円の減額は、職員人件費、時間外勤務手当。同2目2023新型コロナワクチン接種事業327万2,000円の減額は、3回目ワクチン接種に係る費用及び前回の接種に係る不用額の精算。同4目2150健康増進事業500万6,000円の増額は、会計年度任用職員人件費及び健診情報システム改修業務委託。

福祉事務所関係、3款1項1目1000社会福祉総務事務89万6,000円の減額は、職員人件費。同2目1052在宅身体障害者（児）援護事業450万円の増額は、自立支援医療費の増。同3目1102心身障害者扶養共済事務7万5,000円の増額は、心身障害者扶養共済の脱退一時金を支払うもの。同4目1110精神障害者援護事業72万円の増額は、医療費助成費の増。同5目1120障害福祉サービス事業1,360万円の増額は、サービス費の増。同3項1目1468子育て世帯等臨時特別支援事業9,500万円の増額は、子育て世帯への臨時特別給付金及び事務費。同2目1502児童手当支給事業191万4,000円の増額は、システム改修費。同7目1700母子家庭等援護事業65万円の増額は、母子家庭自立支援給付金。同4項1目1751生活保護費支給事業4,600万円の増額は、医療扶助費の増。同2目1761生活困窮者自立支援事業104万4,000円の増額は、住居確保給付金の増。

環境対策課関係、4款2項1目2250清掃総務事務1万4,000円の増額は、職員人件費。同3目2280ごみ収集事務70万円の増額は、可燃ごみ収集業務引継ぎ事務費。同5目2381環境衛生事業20万円の増額は、申請件数の増加により猫不妊去勢手術費補助金を増額するものでございます。

産業振興課関係、5款1項3目3100農業振興事業98万円の増額は、地域おこし協力隊員に

係る経費の増。同 2 項 1 目 3351 林道維持管理事業 90 万円の増額は、林道維持管理業務委託費の増。

16 ページ、17 ページをお開きください。

同 3353 有害鳥獣対策事業 66 万 1,000 円の増額は、申請数の増見込みにより狩猟免許取得補助金を増額するもの。同 2 目 3400 市営分収林事業 276 万 2,000 円の増額は、森林保険料の増。6 款 1 項 4 目 4130 勤労者対策事業 5 万 3,000 円の増額は、勤労者教育資金利子補給補助金の増。

観光交流課関係、6 款 2 項 2 目 4250 観光まちづくり推進事業 266 万 9,000 円の減額、同 4252 広域観光推進事業 62 万 2,000 円の減額及び同 4253 世界一の海づくり事業 70 万円の減額は、いずれも各イベントの中止等により補助金・負担金を減額するもの。同 3 目 4357 伊豆半島ジオパーク推進整備事業 9 万 9,000 円の増額は、須崎公衆トイレに看板を設置するものです。

建設課関係、7 款 1 項 1 目 4500 土木総務事務 18 万 2,000 円の増額は、職員人件費及び旅費。同 2 項 1 目 4550 道路維持事業 1,022 万 4,000 円の増額は、市道鷓島大浦線ののり面測量設計業務委託と維持補修資材の増。同 5 項 1 目 5150 都市計画総務事務 7 万 3,000 円の減額は、職員人件費。同 3 目 5205 沿道街路事業推進事務 4,070 万 1,000 円の追加は、建物移転補償費。同 4 目 5250 都市公園維持管理事業 222 万 6,000 円の増額は、都市公園の修繕料及び下田公園落石対策工事の終了に伴う不用額とその事故賠償金。同 5 目 5460 都市計画事業基金 700 万円の追加は、基金を積み立てるもの。同 7 項 3 目 5630 急傾斜地対策事業 6 万 1,000 円の増額は、事業費の変更による負担金の増でございます。

学校教育課関係、3 款 3 項 3 目 1550 公立保育所管理運営事業 49 万 8,000 円の減額は、職員人件費、光熱水費ほか。同 4 目 1600 民間保育所事業 3,322 万円の増額は、入所児童数の増による補助金の増。同 5 目 1670 認定こども園管理運営事業 38 万 5,000 円の増額は、職員人件費、光熱水費ほか。同 6 目 1452 放課後児童対策事業 12 万円の増額は、修繕料。同 9 目 1749 子ども・子育て支援事業 83 万 7,000 円の増額は、補助基準額の改正等によるもの。9 款 1 項 2 目 6010 教育委員会事務局総務事務 42 万 3,000 円の減額は、職員人件費の減ほか。

18 ページ、19 ページをお開きください。

同 3 目 6020 奨学振興事業 585 万 6,000 円の減額は、新型コロナウイルス感染症拡大により事業を中止したもののほか補正内容等欄記載のとおり。同 2 項 1 目 6050 小学校管理事業 74 万 2,000 円の増額及び同 3 項 1 目 6150 中学校管理事業 22 万 7,000 円の増額は、消耗品費・光熱水費。同 3 目 6196 中学校再編整備事業 2,630 万 8,000 円の増額は、補正内容等欄記載のとおり。

このうち修繕料500万円は、体育器具庫の修繕、また敷根1号線に防犯カメラを設置に58万3,000円、下田中学校整備工事は1,400万円の増額、ほか管理用備品は椅子等を購入するもの。同4項1目6250幼稚園管理事業7万円の増額は、消耗品費等でございます。

生涯学習課関係、9款6項1目6700保健体育総務事務90万円の増額は、下田中学校のグラウンド改修に伴い、屋外照明の調整を行うものでございます。

監査委員事務局関係、2款6項1目0700監査委員事務4万8,000円の増額は、時間外勤務手当でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第79号 令和3年度下田市一般会計補正予算（第11号）の説明を終わらせていただきます。

議長（滝内久生君） 説明の途中ですが、ここで休憩したいと思います。11時15分まで休憩します。

午前11時 0分休憩

午前11時15分再開

議長（滝内久生君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、説明をお願いします。

財務課長。

財務課長（日吉由起美君） 続きまして、議第80号 令和3年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

補正予算書の49ページをお開きください。

令和3年度下田市の公共用地取得特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ401万7,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるというもので、予算書の50ページから53ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては補正予算の概要により御説明申し上げます。

補正予算の概要20ページ、21ページをお開きください。

歳入でございますが、2款1項1目1節土地開発基金繰入金は100万円の増額で、旧下田

グランドホテルを購入するため、土地開発基金から繰り入れるものでございます。

次に、22ページ、23ページ歳出でございますが、1款1項1目8200公共用地取得事業100万円の増額は、公有財産購入費でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第80号 令和3年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第81号 令和3年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

補正予算書の65ページをお開きください。

令和3年度下田市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ238万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億7,251万9,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるというもので、予算書の66ページから69ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要により御説明申し上げます。

補正予算の概要24ページ、25ページをお開きください。

歳入でございますが、1款1項1目1節一般被保険者国民健康保険税・医療給付費分・現年課税分2,770万円の増額から3節介護納付金分・現年課税分726万円の増額は、調定額の増によるもの。3款1項2目1節国庫・社会保障・税番号制度システム整備費補助金51万6,000円の増額は、マイナンバーカードの保険証利用推進に係る広報に関するもの。4款1項1目2節県費・特別交付金694万5,000円の減額は、交付金見込みによる減。6款1項1目1節保険基盤安定繰入金128万9,000円の減額は、保険税軽減分及び保険者支援分の令和3年度交付申請額による減。同2節事務費等繰入金1万3,000円の減額は、人件費分の減。

26ページ、27ページをお開きください。

同4節財政安定化事業繰入金19万4,000円の減額は、財政安定化事業の令和3年度交付申請額の確定によるもの。同2項1目1節国民健康保険事業基金繰入金4,000万円の減額は、国保税の増額補正等による繰入額の減でございます。

28ページ、29ページをお開きください。

歳出でございますが、1款1項1目8300国民健康保険総務事務50万3,000円の増額は、職

員人件費の減及び印刷製本費等はマイナンバーカードの保険証利用推進に係る広報経費。2款9項1目8430傷病手当金支給事務30万円の増額は、傷病手当金支給見込額の増。5款1項1目8480特定健康診査・保健指導事業625万1,000円の減額は、入札差金。8款1項1目8510一般被保険者保険税還付事務50万円の増額は、還付見込額の増。9款1項1目予備費256万3,000円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第81号 令和3年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第82号 令和3年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

補正予算書の87ページをお開きください。

令和3年度下田市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ176万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億5,466万8,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるというもので、補正予算書の88ページから91ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要により御説明申し上げます。

補正予算の概要30ページ、31ページをお開きください。

歳入でございますが、1款1項1目1節第1号被保険者保険料・現年度分保険料3,000万円の減額は、収入見込額の減。3款2項3目1節国庫・地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）・現年度分105万2,000円の減額、5款2項2目1節県費・地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）・現年度分52万6,000円の減額及び8款1項3目1節地域支援事業交付金繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）・現年度分52万6,000円の減額は、地域支援事業職員人件費に係るもの。同4目1節職員給与費等繰入金34万1,000円の増額は、総務費の職員給与費等繰入金。同2項1目1節介護給付費準備基金繰入金3,000万円の増額は、介護保険料の減に対応するものでございます。

32ページ、33ページをお開きください。

歳出でございますが、1款1項1目9200介護保険総務事務34万1,000円の増額及び3款3項1目9349総合相談事業273万3,000円の減額は、職員人件費。7款1項1目予備費62万

9,000円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第82号 令和3年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第83号 令和3年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

補正予算書の107ページをお開きください。

令和3年度下田市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ15万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,640万4,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるというもので、予算書の108ページから111ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要により御説明申し上げます。

補正予算の概要34ページ、35ページをお開きください。

歳入でございますが、3款1項1目1節事務費繰入金4万2,000円の減額は、人件費の減に対する繰入金の減。同2目1節保険基盤安定繰入金11万5,000円の減額は、保険基盤安定繰入金の確定によるものでございます。

36ページ、37ページをお開きください。

歳出でございますが、1款1項1目8700後期高齢者医療総務事務4万2,000円の減額は、時間外勤務手当等。2款1項1目8750後期高齢者医療広域連合納付金11万5,000円の減額は、保険基盤安定負担金の確定によるものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第83号 令和3年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第84号 令和3年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

補正予算書の125ページをお開きください。

令和3年度下田市の集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによるもので、第1条の債務負担行為でございますが、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は「第1表 債務負担行為」によるというもので、

予算書の126ページをお開きください。

債務負担行為は1件で、事項は、浄化槽保守点検等業務委託料で、期間は令和3年度から令和4年度まで、限度額は事業予定額400万円の範囲内で浄化槽保守点検等業務を委託する旨の契約を令和3年度において締結し、令和4年度において支払うもので、昨年度同様、浄化槽保守点検業務と浄化槽汚泥引抜清掃業務を1本の限度額予算とし、債務を追加するものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第84号 令和3年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

以上で、議第79号 令和3年度下田市一般会計補正予算（第11号）から議第84号 令和3年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）までの補正予算の説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（滝内久生君） 上下水道課長。

上下水道課長（土屋武義君） それでは、議第85号 令和3年度下田市下水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

お手元の下田市公営企業会計補正予算書の御用意をお願いいたします。

補正第2号の内容でございますが、資本的収入におきまして、受益者負担金の前納額の補正及び下水道施設包括的維持管理業務、下水道施設維持管理契約履行監視業務の債務負担行為の追加を行うものでございます。

予算書の1ページをお開きください。

第1条でございますが、令和3年度下田市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

第2条は、資本的収入及び支出で、令和3年度下田市下水道事業会計予算第4条本文括弧書き中「不足する額3億9,198万4,000円」を「不足する額3億9,129万5,000円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,036万2,000円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,029万9,000円」に、「当年度利益剰余金予定処分量2,063万2,000円」を「当年度利益剰余金予定処分量2,000万6,000円」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正するものとしたしまして、収入で第1款資本的収入を68万9,000円増額し、3億384万1,000円とするもので、その内訳としたしまして、第4項受益者負担金を68万9,000円増額し、266万9,000円とするものでございます。

第3条は、債務負担行為で、予算第5条を次のとおり補正するものとしたしまして、債務負担行為を2件追加するものでございます。

1件目は、下水道施設包括的維持管理業務委託で、期間は令和3年度から令和8年度まで、限度額は、事業予定額8億1,400万円の範囲内で下水道施設の包括的維持管理業務の契約を令和3年度において締結し、令和4年度以降において支払うものでございます。

2件目は、下水道施設維持管理契約履行監視業務委託で、期間は令和3年度から令和8年度まで、限度額は、事業予定額2,500万円の範囲内で下水道施設の維持管理契約履行監視業務の契約を令和3年度において締結し、令和4年度以降において支払うものでございます。

続きまして、予算に関する説明でございます。4ページ、5ページをお開きください。

令和3年度下田市下水道事業会計予算実施計画の資本的収入でございます。収入で、1款資本的収入を68万9,000円増額するもので、内訳といたしまして、4項受益者負担金1目受益者負担金68万9,000円増額は、前納分の追加調定によるものでございます。

6ページから9ページを御覧ください。

債務負担行為補正に関する調書でございます。6ページと7ページは補正前の既決分の調書でございます。

8ページ及び9ページは、補正後といたしまして6段目の下水道施設包括的維持管理業務委託を、また、7段目の下水道施設維持管理契約履行監視業務委託の2件を新規分として追加補正するものでございます。

内容につきましては、冒頭の予算書1ページの第3条で説明させていただきましたので、割愛させていただきます。

続きまして、10ページから12ページを御覧ください。

令和3年度下田市下水道事業予定貸借対照表でございます。

補正第2号の予定額を増減したもので、10ページ末尾に記載してございますように、資産合計は111億3,531万6,000円となるものでございます。

次に、12ページ末尾に記載してございますように、負債資本合計は111億3,531万6,000円となり、さきの資産合計と一致し、貸借対照表は符合しているものでございます。

続きまして、13ページを御覧ください。

令和3年度下田市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

業務活動によるキャッシュ・フローが3億7,391万3,000円、投資活動によるキャッシュ・フローがマイナス1億2,344万6,000円、財務活動によるキャッシュ・フローがマイナス2億

5,748万9,000円となりまして、資金減少額がマイナス702万2,000円となるものでございます。

令和3年度資金期首残高1億1,126万9,000円から資金減少額を差し引きますと、資金期末残高が1億424万7,000円となるものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第85号 令和3年度下田市下水道事業会計補正予算(第2号)の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長(滝内久生君) 議第79号から議第85号までについて当局の説明は終わりました。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第79号 令和3年度下田市一般会計補正予算(第11号)に対する質疑を許します。

5番 矢田部邦夫君。

5番(矢田部邦夫君) 所管が違うもんですから、ちょっと観光交流課の件についてお尋ねしたいと思います。

補正予算書の31ページ、153万4,000円が繰入れになっております。当初の予算が、概要のほうの17ページにも同じように載ってるんですけども、当初予算が315万7,000円だったと思います。それに対して153万4,000円が繰入れになって、使ったのが162万3,000円と。この件について、観光交流課長、申し訳ないんですが、内容をちょっと説明をお願いしたいと思います。

議長(滝内久生君) 観光交流課長。

観光交流課長(佐々木雅昭君) 御質問の黒船祭協賛行事補助金の153万4,000円の減額についての御質問にお答え申し上げます。

内容でございますけれども、当初315万7,000円を予定していたところございまして、細かな内容を申し上げますと、開国市の関係が当初300万円予定していたところなんですけれども、前日の中止といったところで準備経費等は当然かかっておりましたので、その辺を精査した上、154万9,105円を支出しております。そのほか、ビーチバレー大会に関しましては、当初5万7,000円の予定が2万3,413円、ゴルフ大会は5万円の予定でしたが、中止に伴いましてゼロ、サーフィン大会に関しましては、5月早々に行われておりましたので、当初の予定どおり5万円を交付しております。合計で162万2,518円を交付済みといったことで、今回の153万4,000円の減額といったことになっております。

以上でございます。

議長(滝内久生君) 5番 矢田部邦夫君。

5番（矢田部邦夫君） どうもありがとうございました。

市長にお尋ねいたします。今回の黒船祭の件については、アメリカのほうから連絡があって、本当はあの時点で中止すべきだったと私は判断しておるんですけども、それが延びたことによって約162万円、それが支出されたということについての見解をお願いいたします。

議長（滝内久生君） 市長。

市長（松木正一郎君） この黒船祭については、市民が本当に期待していて、私どもとしてもできる限り開催に向けて努力に努力を重ね、議論に議論を重ねたところでございます。最終的には様々なことを総合的に判断して、前日の中止というふうになったのは議員御承知のとおりだと思います。それに伴うコストでございます。本当に私としても残念でございました。以後こういうことがないように、とはいいいながら、未曾有のものであったために、なかなかそれについてはやむを得なかったと考えております。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 5番 矢田部邦夫君。3回目です。

5番（矢田部邦夫君） 今回の件については、私は黒船祭の趣旨を一般質問でも話したとおり、この基本理念からいくと、やっぱり市民によるという形で引き延ばしたことに、この162万3,000円につながったというふうに私は理解しております。ですから、やはり判断が遅れたんじゃないのかなというふうに私は考えております。ですから次回、今、市長言われたように、次回から、ぜひその辺の判断、早めにひとつ決断してもらって、延長してやるからこういう形になってお金が使用されるわけですから、その辺についてはぜひ今後、次年度以降、極力やっていただきたいということで、ぜひお願いしたいと思います。

以上です。

議長（滝内久生君） 答弁はよろしいですか。

5番（矢田部邦夫君） あればお願いします。なければ結構です。

議長（滝内久生君） ほかに質疑はありますか。

2番 中村 敦君。

2番（中村 敦君） 補正予算の概要の14、15で、環境対策課分の2280事業の可燃ごみ収集業務委託の引継ぎ分ということで、すみません、不勉強で申し訳ないんですが、この引継ぎ分というもののちょっと性格を教えてくださいたいと思います。

それから、同じく概要の16、17ページの一番上、3353鳥獣害対策のこの狩猟免許取得ですけども、66万1,000円の増と、非常にありがたいことなんですが、この人数、今、実績と、

それから見込みとの部分で、実際、申請者の人数を教えてくださいたいと思います。

以上2点、お願いします。

議長（滝内久生君） 環境対策課長。

環境対策課長（鈴木 諭君） それでは、ただいま環境対策課分の御質問にお答えいたします。

ごみ収集事務の70万円の増額ですけれども、可燃ごみ収集業務委託引継ぎ分ということで、現在、令和2年、3年度分で可燃ごみ収集を委託している事業者が、11月に入札を行いました。今度の令和4年、5年分につきましては、別の事業者が引き継ぐということで落札の結果が出ております。ついては、今回補正をいただきまして、その業者間の引継ぎを行うということをご予定しております。具体的には、今実施している事業者の車に、今度新たに引き継ぐ事業者が、以前やったときには実は同乗した形で引継ぎ作業を行ったんですけれども、今回、コロナの関係もございますので、車の後を事業者が追いかける、車に乗って追いかけて、コースの確認ですとか、そういった引継ぎ作業を行うと、そういうことを予定しております。

以上です。

議長（滝内久生君） 産業振興課長。

産業振興課長（長谷川忠幸君） 鳥獣免許の取得補助金の関係でございます。現在、当初予算で15万円ほど予算いただいております。申請が6名ありまして、その予算がほぼ終わってます。猟友会の新規加入者が19名いるという市長と語る会の御要望がありまして、それと、この2月にまた講習会があって、その分を考慮いたしまして、25名分を今回補正として計上しております。

以上でございます。

議長（滝内久生君） ほかにございますか。

6番 佐々木清和君。

6番（佐々木清和君） ありがとうございます。

補正予算の15ページ、1468、1502、これシステムの改修ということで、パソコンの関係だと思っておりますが、具体的な内容、私もパソコン、あまり深く、ソフトの関係が分からないので、具体的にシステムの改修ということはどういう内容のことを指してるのか。一般的にはROMを入れ替えたりするんですが、この内容を教えてくださいたいということ、金額が相当いってるようですので。

それから、ページ17、3400、これ森林保険ということあるんですが、具体的にこの保険と

というのはどういうものなのか、どういうものに対して補償するのか、私も勉強不足で、できれば教えていただきたいということ。

それから、下田中学、ページ19、6196、1,400万円、相当な増なんです、下田中学、これだけの増ということは、経過として当初の打合せが不十分なのか、急に出た予算なのか、内容とその要因を説明いただければと思います。

それからもう一つ、5250、これは以前から城山公園を含めて、落石で市民の税金で補償をしてるんですが、この落石の対応についての市の基準があるんでしょうか。というのは、相当削り込んで施設を造って、危険な状態のところへ落石してるということで、この削り込んだ持ち主なのか、その上の市の責任なのか。今までは、上は市の土地だから、石が落ちれば市が補償するんだと、何かそういう基準があるのか。例えば上が市で、その上に個人の土地があって、その個人の土地が明らかにそこから落石があって下が被害受けたと、こういう場合は市がどうなるのか、その辺の何か区分、区分けがあるのかなということ。ただ、上の土地が市の土地だから補償するという何か基準があれば提示願いたいということ。

それから、20ページ、グランドホテルの繰入金、これの内容、必要性を説明していただければと思います。

以上です。

議長（滝内久生君） 6番議員に申し上げます。20ページは今審議してる議案とは異なりますので、御承知してください。

6番（佐々木清和君） 失礼しました。

議長（滝内久生君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（斎藤伸彦君） 14ページ、15ページ、福祉事務所分の1502番事業のシステム改修をお尋ねと思います。児童手当の支給に関するシステムの改修でして、令和4年度から特別給付がなくなることと、現況届がなくなるというルール改正が行われます。そのルール改正に伴うシステム改修を令和3年度中に行うことにより、歳入にありますけど、10分の10の国補助金を受けることができるということで、12月補正に出させていただいております。

以上です。

議長（滝内久生君） 産業振興課長。

産業振興課長（長谷川忠幸君） 森林保険の関係でございます。市のほうで昭和45年から市の分収林事業として分収林を森林整備してございます。その植えたヒノキ、スギ等の保険でございまして、10年保険となっております、その期限が切れるということで、当初28万

2,000円、これ、当初予算でいただいていたもので、実は今回、68.39ヘクタールの部分、ちょっと落ちていたもので、追加の予算を計上したものでございます。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（斎藤伸彦君） 福祉事務所です。答弁漏れがありましたので、再度説明させていただきます。

14ページ、15ページの1468事業、子育て世帯特別臨時給付金の中のシステム改修費についての御質問があったと思います。このシステム改修につきましては、本年12月から支給する子育て世帯への臨時給付金、先行給付金と、高校生、18歳までの子どもが対象になるわけですが、その対象の切り出しと所得制限の関係での名簿作成のための切り出しのためのシステム改修を行います。

また、先ほど言いました1502事業の説明の中で、特例給付という説明をさせていただきましたが、それは児童手当の上限額についての特例給付がなくなるという説明でした。

以上です。

議長（滝内久生君） 学校教育課長。

学校教育課長（糸賀 浩君） 私からは、下田中学校工事の事業費増の要因、内容についての御質問にお答え申し上げます。中学校の工事につきましては、予算内で工事を完成させるというところで行ってまいりました。しかし、既存校舎や既存屋内運動場の外壁のクラック補修や屋上防水工事などについて、当初の見込みを超えて施工が必要になったこと。また、電気配線、設備配管を施工するに当たり、埋設経路上に岩が出現し、岩掘削を行う必要があったことなど、当初想定していなかった様々な要因により、工事費全体で1,400万円の予算の不足が生じる見込みとなったものでございます。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 建設課長。

建設課長（高野茂章君） 落石の責任の基準という御質問だと思いますが、基本的に所有者から落ちたら所有者が責任を負うということになります。これは全く、民地からの崩壊についても全く同じ考えでございます。

以上です。

議長（滝内久生君） 6番 佐々木清和君。

6番（佐々木清和君） ありがとうございます。

システムの改修、ちょっといまいち私、理解、あれなんです、これ、ソフトそのもの、基本のあれを入れ替えるということなんですか、人的にデータを入れていく、その辺のあれをもう少し。

それから森林保険の内容も、つくられた経緯は説明ありましたけども、どういうところまで補償するのか、どういうところが駄目なのか、そういう内容を教えていただければということ。

それから、中学の工事費の増、1,400万円、相当な金額ですが、今の説明でいきますと、事前の調査、煮詰め方が不備だということで、市民からすると、これだけのものが増えるということは、民間の家ですと、家が一軒建てられるぐらいのお金ですから、事前の調査、打合せに問題があったのではないのか、それとも新たに出た問題なのか、その辺が細かく分かりませんが、いずれにしても金額としては大きいので、これから公共施設の工事については、事前の慎重な関連業者との打合せを大事にさせていただきたいと思います。これは回答は要りませんので、なるべく無駄が出ないような公共工事に取り組んでいただきたいと思います。

森林保険、システムの内容、これだけもう一度、答えていただければ、システムの内容、どういう、具体的に、ソフトを入れ替えるのか、人的に数字を入れ替えるのか、その辺、もう少し分かりやすくお願いいたします。

以上です。

議長（滝内久生君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（斎藤伸彦君） 児童手当システムの改修と子育て世帯臨時特別給付金の改修になりますが、どちらも住所データ等の住基システム、あと税情報のシステム、あと児童手当の支払いのためのシステムという複数のシステムのデータを合算して、対象を絞り出すためにデータ切り出し等を行うために専門の業者をお願いして行います。

議長（滝内久生君） 産業振興課長。

産業振興課長（長谷川忠幸君） 森林保険、いわゆる分収林で植栽した木が火災で燃えたとかという保険でございます。この森林保険は災害でも適用できる保険となっております。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 終わりでよろしいですか。

6番（佐々木清和君） はい。

議長（滝内久生君） 質疑の途中ですが、ここで休憩したいと思います。午後1時まで休憩

といたします。

午前 11時55分休憩

午後 1時 0分再開

議長（滝内久生君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を続けます。

質疑ございますか。

9番 進士濱美君。

9番（進士濱美君） まず、補正予算の概要のほうからちょっとお願いいたします。14ページ、福祉事務所関係で、これ、事前の説明会の中で説明をいただいた部分でありまして、再度、追加でちょっとお尋ねいたします。生活保護支給事業の4,600万円が補正額の、上ってきてるわけですね。これはコロナ禍による医療回避の反動として、ここしばらくコロナ小康状態の中で、皆さんが医療にかかってきたという反動が出ているというお答えでありましたけども、これ、件数的にはどういった数字が出てくるのか。今分からなければ委員会でも結構ですから教えてください。

あとは介護関係はなかったと、そういう兆候はなかったということでしたけど、それもよろしいのか、それで、どうなのかということですね。

それから、先ほど16ページ、17ページ、市の分収林の件で、保険の件で佐々木議員のほうから質問が出ておりましたけども、これ10年満期の保険が満期になるというところで補正が270万円ほど追加ということでございますけども、これ、10年満期であれば、期日というのは既にもう1年、2年、3年前から分かっていると、だと思いますが、それがどうして当初予算ではなくて補正予算として出てくるのか、管理がうまくいってるのかいってないか、うっかりミスなのか、ちょっと分かりませんが、その辺ですね。

それから、その下の建設課絡みで、沿道の街路事業推進事務、建物の移転補償というのが4,000万円ほど計上されておりますが、これは場所はどの辺でしょうか、知らないもんですから、差し障りのない内容で教えてください。

それから、下の学校教育課絡み、民間保育所への3,100万円の補正予算追加ですが、これ、大分大きな金額になっておるんですけども、その内容についてのいきさつを簡単に結構です、教えてください。

以上でございます。お願いいたします。

議長（滝内久生君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（斎藤伸彦君） 福祉事務所からは、14ページ、15ページの1751事業、生活保護費支給事業の中の医療費助成4,600万円の増額という説明をさせていただきます。

保護世帯292世帯、保護人員が333人ということで、大きく保護者が増えたという経緯はないんですが、一件一件の医療費が増額してるということで、担当課としましては、コロナによる受診控えによる、何でしょうかね、悪化が影響しているのかなと分析しているところです。また詳細な数値等につきましては、後ほど提出させていただきます。

議長（滝内久生君） 産業振興課長。

産業振興課長（長谷川忠幸君） 森林保険の関係でございます。当初では件数件数で、年度で保険というのを定めておりました、当初予算では、場所で言いますと須原の8.79ヘクタールに関しての予算を計上させていただきました。しかしながら、満期が切れるこの68.39平米、これ、当初予算で計上ミスということで、誠に申し訳なかったと思っております。それで、今回、補正で計上させていただきました。誠に申し訳ございません。

以上です。

議長（滝内久生君） 建設課長。

建設課長（高野茂章君） 沿道街路推進事務の建物補償費2件分につきまして、場所につきましては、県営の下田港横枕線の街路事業でございます、豆州郷土資料館の駐車場側の道路を挟んだ前の小学校側の2件を建物補償するものでございます。

以上です。

議長（滝内久生君） 学校教育課長。

学校教育課長（糸賀 浩君） 私からは、民間保育所の補助金の関係でお答えをさせていただきます。

増額の大きな要因といたしましては、現在、4月から10月まででゼロ歳児が9名、1歳児が4名、それから11月以降、入所を予定してる者を含め、ゼロ歳児が4名、1歳児が3名という形で、途中入所をされる乳幼児が増えている、こういった要因で増額となったものでございます。

以上でございます。

議長（滝内久生君） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第79号議案は、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

なお、時間外勤務手当を除く職員人件費については、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第80号 令和3年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

質疑はございますか。

10番 橋本智洋君。

10番（橋本智洋君） 率直に申し上げまして、ちょっと私、これ私見なんですけれども、市長らしからぬ判断かなというのが率直に思うところでございます。といいますのも、やはり今まで庁舎の問題、それからごみ処理場の問題に関しても慎重に慎重を重ねて、まだ方向性もやっと庁舎に関しては出たというような形でございますし、まだごみ処理場に関しては、これからまたアセスをやっていかれる中で、この決断というか判断は非常に全協で報告した後、また、この短期間でこういう予算計上をしてきたということは、ちょっと市長らしからぬ判断かなというのを非常に思っております。1年前にそういうオファーがあったとしたら、もうその段階である程度の計画を立てるとか、シミュレーションができたのではないかなというのは、まず1つ思うところでございまして。

あと、やはりいろんな方法があるのではないかなと。もう少し模索する必要があるのではないかなと思っております。行政代執行という方法もあるでしょうし、また、仮にこれで特定空家等の所有者等がない場合には、略式代執行ですか、というような方法論というものもあるのかなと。また、都市公園計画等のその辺りの計画等も本来あってしかるべきで購入をするものではないかなということを非常に感じまして、その辺りの見解をお聞きしたいのと。

仮にこれ、購入した場合に、全協でお話ししてた3億円から4億円、もっとかかるかもしれないと。アスベストが入ってた場合はもっとさらにとというようなこともあります。私はあのときに緊防債を使ってというようなお話もしたと思うんですけれども、その辺りもやはりまだ計画、それから制度設計等もできてない中で、これ、ちょっと無謀ではないかなというのが正直なところでございます。その辺り、ちょっと詳細を説明していただけたらなと思います。よろしく願いいたします。

議長（滝内久生君） 市長。

市長（松木正一郎君） 私らしからぬというお話がありました。実はほかの物件について

も同様に、いろいろと議論をしております。今回のこのグランドホテルの件については、緊急的にすぐ手を打たなければいけないということを相手の今、管財人というんでしょうか、その関係者の人からこちらのほうに話が来ました。最悪のケースは避けなければいけないということで判断をしたところでございます。先ほど冒頭に申し上げたとおり、他の物件についても、今、同時並行的にももちろん進んでる最中でございます。例えば富士屋ホテルというのが、一部、気象の悪いときにそのまま放置されていたために、かなりひどい状況になって、民家のほうにまで被害が出ています。ああいったことはやっぱり二度とやってはいけないというふうに感じています。あのときは、すぐに対応、いろいろ迫りました。それはあらゆる角度からです。よく私があらゆる角度からというのを口癖のように言いますが、単独で市だけでやるというふうなことは、普通はあり得ないですね。ですから今般のものについても、基本的には民間で何とかしてもらおうということを模索していく予定です。昨日、高野課長が、たしか民間でやるのがベストだと考えてると言ったのと同じです。

目的や効果等について詳細に申し上げたいところなんですが、多分、そっちについては佐々木議員が先ほど質問をされようとしたので、それが今じゃないよというような、先ほど議長の仕切りによって、仕分けによって、今回のこの場で多分御質問があるのかなと思います。そのときに併せて説明させていただいてよろしいですか。

松木らしからぬということについては、今申しましたように、ほかのものと同様にやっている。先ほど言った富士屋ホテルについては、取りあえず土木事務所さんをお願いしまして、国道への飛散防止を必ずやってくれということで、土木事務所がバリケードを置いたりとか、そういうことをしてくれています。これによって歩行者とか車の安全性を一定レベル確保しようと、こういうふうなことです。

もう少し詳細については、後ほどまた申し上げます。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 10番 橋本智洋君。

10番（橋本智洋君） 市長らしからぬと言ったのは、こういう水かけ論になるのも非常に嫌なんですけど、やはり市庁舎の問題、それからごみ処理事業の問題はあれだけ慎重にやってらっしゃるのに、この件に関しては非常に急速にやられてるという、そこが市長らしからぬなということを私は思った次第でございます。

先ほど申しあげました行政代執行及び略式代執行等に関する状況、そういったものに関しては、建設課長のほうからでしょうか、ちょっと御説明いただけたらなと思いますが、お

願います。

議長（滝内久生君） 建設課長。

建設課長（高野茂章君） 最初に、何でそこまで急ぐのかという話にはなりますが、破産管財人のほうから破産手続が入って、1年ぐらいを目安というふうな形で、いつが期限とは言われておりませんが急いでと。通常であれば、破産手続が終わって、そのまま所有者不在の建物・土地になるという話は聞いておりまして、うちのほうの顧問弁護士にも相談をいたしまして、そこまで担保権消滅手続まで説明してくれる破産管財人はすごい良心的な管財人ですよと。もし下田市にそういう気があるなら、今乗ったほうが得ですよという顧問弁護士からの話も頂戴いたしております。

行政代執行のほうにつきましては、当然、空き家を特定空家に指定しまして、今、所有者がいる段階で5分の2、国から補助金をもらいますが、行政代執行で壊す。壊したお金を所有者に請求するということになるわけですけど、所有者がいなくなれば、行政代執行じゃなくて、「代」がなくなって行政の単なる執行という形になりますので、破産手続が終われば行政代執行はできなくなるという形になるかと思えます。

ですので、取りあえず今現在、利活用計画はありませんが、所有者がいなくなるという最悪のリスクを回避するための手段ということになりました。

以上です。

議長（滝内久生君） 10番 橋本智洋君。3回目です。

10番（橋本智洋君） ありがとうございます。ちょっと私、調べたところ、略式代執行というのがあって、これ、特定空家等の所有者等が特定できない場合、相続人等が諦めたりした場合、その場合、略式執行ができるのではないかなと。その場合、仮に今の状況で破産して所有者がなくなった場合でも、そういう形が取れるのかなと思うんですけど。また、国の補助金というのがそこで入るのかというのも、まだ私もそこまで調べてないんですけども、その辺りの見解というのは、もし仮にそうなった場合は、そういう方向性というのも検討されるのでしょうか。

議長（滝内久生君） 建設課長。

建設課長（高野茂章君） そのまま破産手続が終わって、所有者不在になったときに、特定空家として認定した場合、代執行はできると思います。あと、そのお金の流れがまだちょっと調査不足でございまして、今ちょっと説明する段階にはございませんが、国庫が入ってくることは間違いありませんが、その補助裏というのは全然ないかと思われま。

以上です。

議長（滝内久生君） ほかに質疑はございますか。

6番 佐々木清和君。

6番（佐々木清和君） ちょっと午前中、早とちりで、あれしましたけども、この具体的な予算の内容を少し市民に分かりやすくということと。

あと、この場で確認というのもあれなんですけど、建設課長もおられるんで、建物の構造的に危険ということで、美観上、それから危険度ということで市長も言っておられましたけども、基本的に建物は重量物は地下とか、大きな機械ですね、1階とか。上は部屋、屋上に水槽がありますけども、これ、水を抜けばほとんど重量がなくなるんですが、早急な危険度というのは、僕ら専門家からすると、部屋だけということで、市が主張するように、緊急的に危ないというのは、ちょっとこれから検討しなきゃいけないということと。この金額の内容を少し説明していただければと思います。

以上です。

議長（滝内久生君） 市長。

市長（松木正一郎君） 佐々木議員が先ほど挙手なさって、その質問の中でこれがあったもんですから、すみません、私のほうから丁寧に御説明申し上げたいと思います。

今般のグランドホテルに関しての対応ですが、取りあえず、手続上だけの100万円で手を挙げることにしたということです。これには多種多様な目的や効果がございます。この目的や効果と、それから参考例として、これまでの失敗したようなお話もちょっとさせていただこうと考えております。

まず、多様な目的と効果ですが、もちろん一番は危険の除去です。今、極めて危険な状態にあると私は外から見ただけでも感じています。あのすぐ下には、水族館への唯一と言っていいアプローチ道路があります。この水族館へのバスが、土日はもちろん平日だって行っている。この道路に対して、下にガラスとかが落ちていることは地元の方から聞いています。議員も昨日かな、おっしゃった、アスベストのような問題もあります。これを放置していいんだろうか。アスベストがあるから触るのではなく、危険性についてしっかりと調べて対応するということです。それがまず一番最初の危険除去としてやる、それは緊急性については、先ほど橋本議員のときに御説明申し上げたとおりです。

次は、防犯です。入れないように見えて、入ってる人がいるのではないかという、そういううわさもあります。

3つ目は、防災機能の強化です。あのホテルのすぐ横を避難路が、何ていうんでしょうか、避難路が存在しています。避難路というのはどこかへ行くための道路であって、避難地とは違うわけですね。避難地になるような空間を確保できるかもしれないといったことがございます。

そのほかにもまだまだたくさんございます。割れ窓効果という言葉があります。窓が割れている家が放置されてると、このまちは、どうせこんなまちだからということで、どんどん増えてしまうという、そういう話ですが、ニューヨークが一時そうなったそうです、割れ窓効果。この割れ窓効果がまちのイメージダウンに非常に効いてきます。景観、これも大事な問題です。スカイラインという言葉があります。私たちのこの陸の場所と、それから空とのその境界線にある線、つまり山並みとか、そういったものがスカイラインになります。都市部に行くとビルでジグザグになったり、あるいは上手なところはきれいな形になっていますが、本来はこういった自然豊かなところは自然のままのそういったほうが私たちの人間に心地よいんだそうです。それが廃ホテルで水平に切られてるといったこと、これは景観的にもぜひ改善がなされるべきものになります。

そのほか、観光振興。例えば下田公園の拡張だとか、あるいは、そこを民間の人によって何らかの景観にも配慮し、自然環境にも配慮した土地利用をやっていただけるようにセールスをしていくということも考えられます。よくPFIとか、いろいろな言い方をしますが、全て市でやらなくても、民間の力のあるところだったら、ここだったらやりましょうと言う人がいるかもしれないということです。

同様なケースを参考に申し上げたいと先ほど言いました。私は県の土木事務所で道路管理者をやっていたわけです。道路と、それからそのすぐ脇ののり面だったり、崖だったりの関係性の中で、崖は民間所有であっても、道路に石が落っこってくると、これは道路管理者の責任になるんですね。道路管理者は常にそこが安全で大丈夫な状態にしなければいけないというふうになってます。雨が降ると通行止めになるのは、そういう理由です。大雨が降って、風が強くて、上から落石がやってくる、そういうリスクがあるというふうに判断する基準として、雨量が何ミリを超えたらこの道路は止めよう、こういうふうにしてるんです。これも皆さんには、恐らくこれまでの経験で御存じだと思います。

土木事務所の頃、道路管理者がやれることというのは、結局は民地に手が出せないために、道路の中で相当高額な予算でもって対応方策、つまり壁で、何らかの壁をつくって、その石から守ろうとするわけです。よく落ちるところというのは、もう道路管理者、みんな分か

ってる。下田市役所の建設課の担当の人も、どの道路のどの位置がしょっちゅう崩れるということは分かっています。そういったところに対して、上に対しての物言いができる場合と、それから全く言うことを聞いてくれない場合があつて、大概のケースは残念ながら道路の区域内で勝負するしかないということで、待ち受けの形でいるんなものを工作してるわけです。

このようにして、いずれにしても様々な危険がある。こうしたものを私たちは放っておいてよろしいのかということです。つまり、今これに、橋本議員は反対と言ってるんじゃない、やり方はどうですかということをおっしゃった。本当に大慌てで今やってたわけです、これについてのみですが、ほかについてももちろん緊急性が高まればすぐにやります。そのままにして、下の道路を通行している観光客の方、あるいは地元の人、海中水族館へのバス、こういうところに被害が起きてしまっているのだからと。佐々木議員はこれを要らないとおっしゃった、一番最初的时候、検討すら要らないとおっしゃった。そうすると、事故が起きたとき、私たち市役所は議会でそう言われたからというふうなことになってしまう、こういうことはやっぱり避けなければならないと思つてます。

ということで、私ども市役所のみinnで検討しまして、それで緊急措置としてこのような、100万円ですが、スタートを切つたということでございます。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 6番 佐々木清和君。

6番（佐々木清和君） ありがとうございます。

私が意見を言つたとき、佐々木議員、口走つたようですねと言われましたけど、私はそういうつもりはございません。本来なら市長、関係部署の責任者が、議会にかけなくても、これ、市民のためになるのかどうかというのは、事前にもう判断できる事案だと思つたんですね。ですから、市長、各担当の段階で、これはもう下田のためにならないよと、議会にかけることがいいのかどうか、そこで判断をまずしないと。結局やるということを出したわけですから、市長としては何とかやりたいということで、こつちは受け止めて、僕自身は手前でも食い止めて、話にならないことじゃないですか、これはということで、そういう判断で。それを口走つたということで表現されると、もういたし方ないんですけど。

まずお伺いしたいのは、昨日もお話ししましたが、直接税と固定費、85%ということでしたけども、私はもう少しあると思うんですけども、27億円何がして下田市をやつていかなくちゃいけない中で、2億円、3億円、4億円かけて本当にいいんでしょうかということですね。市民にこういう負担をかけていいのかという。

それからホテル内を何も見てない、図面も見てなくて、立入りもしてない。それでインターネットで見て3億円か4億円、こんな無責任なことはないんですよ。何月に行って調査してきましたと、これならこうですと。私がさっき言いましたように、ホテルというのは空き部屋ですから、そんなに重量はないんです。ボイラーとか電気設備というのは地下1階、屋上にあるのは水のタンク、見ましたら20トンぐらいですね、正味18トンぐらい。この水を抜けば、一気に崩壊するというのは全国的にもないんですね、市長言ったようにガラスが云々というのはどうか分かりませんが、一気に崩れるという心配はないわけです。

そういうところで、まず買うことを前提に進めるというのは唐突で、なおかつこの資料、議会が始まる時に、この机の上に置いてあったわけですね。質問するのに、浅い質問しかできませんから、ちょっとこういうところのプロセスとしても、もう少し慎重に、市民が分かるように、なぜ事前に調べて、こういうことで、こういうお金がかかるけど、市民の方どうですかというのが本来の、市民のお金を使うわけですから、それは当然だと思っただけですね。それもええかげんな調査で3億円から4億円でということで、中はどうなってるか分からない、図面も確認してない。図面を見ることによって、この建物がどういう状況かというのは分かるんですよ。そういうことを省いて、市民に危険だから云々というの、これ、ほかのホテル、じゃあ御苑ホテルなんかも国道の近くですよ。富士屋ホテルはもちろんそうですけど。美観上で言えば武山荘だってそうです、コンクリートのふきっ放しで植栽もするわけなし。市長の理論でいくと、空き家ホテルはじゃあ市がみんな助けるのかということになりますから、差別、区別化というのかな、そういうことをしないで、市民の目線で、今、市民がそれだけの力があるのかなということをもっと前提で、恐らく、6億円前後行くでしょう、アスベストがあつたりすると、狭いところで、もっと行くかもしれません。

質問は4億円でという、じゃあその差額、何かあつたときには誰が責任を取るのか。笑いながら6億円になりましたなんて、へへって済みませんよ。お預かりした税金という発想がないんですね。ですからもう少し真剣に、いや、4億円でできますよと、問題はここですと、はっきり言って、決まったところで議会に出してもらいたいんですけども。立入りもしてない、中のことはよく分からない。これで買いましょう、どうしましょうというのは、これ、市民に対して一番失礼なことです。昨日も言いましたけど、お預かりした税金、人のお金を使う、自分のお金は大事にする、これ人間の本性ですから、もう少しその税金をいかに有効に使うかということ。市長が言うこと分かります、美観上も。ペリーロードから見ました、直線の、ベベのところから見ると、確かに……。

ですから、そういう意味ではもう少し慎重に、せめてやるにしても、職員の方が中を確認して、図面を確認して、どれだけ危険なのかということ、それがスタートだと思います。外から見て、インターネットで見ました、これ、答弁じゃないですよ。市民の方は、市民目線ではもう怒り心頭ですね、なぜなんだという。ですから、もう少し持ち主と討議をし、中を確認して、先ほど言ったようにアスベストがあるのか、どういう機械があるのかも聞いて、その中についてる機械によっても、産業廃棄物の単価がどんどん変わってきますから、もう少し丁寧に調べた上でスタートを切られたら、やるんであっても、スタートを切るべきだと思います。

皆さんは3億円、4億円って簡単に言いますが、市民にとっては、昨日言いましたように、4人家族ですと1人2万円ですと8万円ですよ。これが6億円になったらもっと増えます。皆さん、自分のお財布のことを考えてみてください。皆さん、爪に火をともしして生活してるんですよ、月、20万円、21万円。そんな中での市民が生活してる中で、ああ、廃ホテルもらいましょう、3億円、4億円かかります、もしかしたら増えるかもしれません。こういうことじゃまずいですよ。私も言ってるように爽やかな観光地、誰が来ても、おっ、そういう、議会もそうですけど、もう少し流れをよくしていこうじゃありませんか。もう一度、考え直していただければと思うんですけど、私の意見はそういう感じ。市民はそういう意見が圧倒的ということだけ、ここで言わせていただきます。

以上です。

議長（滝内久生君） 建設課長。

建設課長（高野茂章君） 最初に、平等ではないのではないかと、ほかの廃ホテルに比べという話がありましたが、今回の場合は特例で、前回も全協でお話しさせていただいたとおりなんですが、破産手続に入ってることと、所有者不在になることが容認できないこと。以前市有地であったものを処分した土地であること。その当該土地が周囲全部下田市の所有地であるから、ある程度の土地利用が見込めるということで、ほかの廃ホテルとは差別化をしてるところでございます。

あと、景観につきましては、ほかの廃ホテルもありますが、全部本当は撤去、所有者に求めていきたいと思ってるところでございますが、下田市については、景観についてはちょっと先進市でありまして、歴史風致向上計画、これなんか下田市は国交省、農水省、文科省から認定を受けて進めている計画もありますし、下田市景観条例もありますし、その辺を含めると、やっぱり景観上、やっぱり手を打っていきたいなという感覚はございます。

あと、解体の費用につきまして、答弁じゃないと言われても、解体費用についての積算方法を聞かれたので、実際、入ってないのは事実ですけど、現在入れる状態じゃないということとは御理解ください。

以上です。

議長（滝内久生君） 6番 佐々木清和君。3回目です。

6番（佐々木清和君） 簡単に言いますと、現在入れる状況でないから分からない。こんなことは、じゃあそれを解決してから話を進めなきゃ市民に失礼ですよ。入れる状況でないからというのは、こんな議論をされちゃ、市民、たまったものじゃないですよ。調べました、ここまででこういう問題がありますと。したがって、こういうお金を市民に使わせていただきますというのが、市長並び当局の立場じゃないですか。立入りできないから云々というのは、それをするようにするのが皆さんのお仕事じゃないですか、交渉をして。正確な情報を見て、まるっきり正確なものではできないにしても、中に入って確認して、図面を見て確認して、ああ、こういうことが考えられれば、こういう崩壊が考えられると。鉄筋だから崩壊が、一気に壊れることはないだろうとか、そういう判断は、中にまず入る、その交渉もしないで入れないからという答弁は市民に対して失礼だと思いますよ。入る努力をまずしてみてください。それで結論を出してください。

この議論は何か答弁が曖昧なんで、結論が出ないもんですから、もし答弁があれば、最後ですので、よろしくをお願いします。

議長（滝内久生君） 建設課長。

建設課長（高野茂章君） この件につきましては、解決してからと言われましたけど、解決するには時間がなく、破産手続が終了してしましまして、実際、破産手続が終了しますと、次にその用地を購入しようとする、もう抵当権者の同意、清算人の選任、予納金の納付、買うときが、今は100万円で提示しておりますが、多分それが2億円、3億円というふうな形で、購入はもうほとんど100%近くできなくなるというふうに考えております。

以上です。

議長（滝内久生君） ほかに質疑はありませんか。

1番 江田邦明君。

1番（江田邦明君） 議員として賛成、反対、非常に難しい議案だなと考えております。やはり当局からの答弁の内容がそれぞれの議員の判断に係ってくるかと思えます。実務的な質問とさせていただきますが、よろしく願いいたします。

まず、補正予算で計上されました概要資料の22ページ、100万円という数字の根拠を教えてくださいたいと思います。

次に、副市長就任以来、松木市長がアクセルを踏んでスピードを出したとき、副市長がブレーキをかけてというお話をされていたのを記憶しております。今回の案件につきましては、松木市長の景観や防災の面から、非常に早いアクセルを踏み、スピードが増してると思います。ブレーキ役の副市長として、今回の事案についてどのようなブレーキ役としての御意見等、助言をされたのか、副市長から教えていただきたいと思います。

3点目は、一般質問でも公有財産有効活用等の質問させていただいておりますが、この財産は下田市が取得後、財政の中で支出を減らして収入を増やすという市長のお話もありました。この財産を取得したときに、この財産自体は収入を上げる可能性があるかどうかについて教えていただきたいと思います。

また、この財産、単費だけでは整備するのが難しいと思います。現状、可能性のあり得る国・県補助、また有利な起債について、具体的に教えていただきたいと思います。

最後になりますが、公有財産管理規則第14条、取得前の措置ということで、公有財産を購入、交換、寄附その他の行為により取得しようとするときは、あらかじめ当該財産について必要な調査を行い、私権の設定または特殊の義務がある場合においては、所有者または当該権利者をしてこれを消滅せしめ、またはこれに関し必要な措置を取らなければならない。また、取得に関しては第15条において、主管の長は、公有財産を取得しようとするときは、次に掲げる事項について、市長の決裁を受けなければならない。その2号、3号、4号では、取得の区分、取得しようとする理由、用途及び利用計画と記載がございます。今回の事案については、この管理規則に沿って事務を進められるのか、緊急性を要する特別な事項として、この規則に沿わないで今後、事業というか、取得を進めていくのか、教えていただきたいと思います。

議長（滝内久生君） 副市長。

副市長（曾根英明君） 今回、この予算を上程させていただく間の議論のことですけれども、以前の全員協議会、または佐々木議員の先日の一般質問の際も議論の経過というようなところは御回答させていただいたかと思います。当然ながら、今回上げてる購入の予算というところでは、非常に安価の100万円ということがございますけれども、事実として買う土地には廃ホテルがあって、それにかかる解体費用というのが安くない額があるというようなところはいろいろと議論したところでございます。ただ、そうした中で、今回も今、手を打たな

いと所有者がいなくなると、その後、何か計画があって、市が取得するということがなかなか困難になるという中で、どうしても所有者がいなくなるというところはどうしても避けないといけないということで、緊急的に今回、市のほうで取得に向けて動き出そうということで今回上程させていただいたところでございます。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 財務課長。

財務課長（日吉由起美君） 今回、公共用地取得特別会計において100万円の予算を計上させていただいたところでございます。その100万円とした理由でございますけれども、まず最初に建設課長からも何度も申し上げてと思うんですが、破産管財人弁護士からの金額の提示というのは具体的にはありません。ですので、市のほうで判断してくださいということ言われています。購入の目的等につきましては、先ほども副市長も申し上げましたけれども、所有者が不在になって、そのまま放置されて、何もできなくなるということが市としてなかなか容認できないというところがございます。その上で、今後もし解体をしますと、3億円とか4億円とか、もしかしたらそれ以上かかるかもしれないということで、購入に当たってもできるだけ購入費用のほうは安い金額で購入したほうがよろしいんじゃないかということ内部で協議したんですけれども、かえってまた、あまりに低価格で購入しようとすると、今、破産の手續中の中で、破産法による対抗手段というのが考えられるということがございます。ですので、対抗しようとする人は5%の上乗せの金額を出せば、その人が買って、それがどのような方で、ちゃんと管理していただければよろしいかと思うんですけども、そういうところのリスクもあると。また競売のリスクもあるということで、あまりの低価格というところも現実的ではないのかなというふうに考えました。

昨年度、財務課のほうで旧稲梓診療所内の管理者のない墓地のほうを購入する手續をいたしましたけれども、そのときにやはり不動産鑑定とか、弁護士さんを立てて土地を購入するに当たって、諸費用として約55万円かかっております。土地代は別ですけれども、55万円費用のほうが発生いたしました。ですので、過去の例、そういうことを考えまして、例えば、今回はしてませんけれども、不動産鑑定料とか、弁護士に払う手續の相当額として、今回は用地購入に100万円という予算を計上したところでございます。

それから、公有財産の管理のところですけども、今後この取得したものが収入を上げる可能性があるかどうかというところでございますけれども、今回、公共用地取得特別会計に予算を計上させていただいたというところは、その会計の目的ということで、今後何かをし

ていく、何ていうんでしょう、あらかじめ決まったものをすれば、一般会計でその事業として予算を計上すればよろしいかと思うんですけれども、今回、公共用地取得特別会計に計上させていただいたということは、その会計の目的ということも察していただきたいと思うんですが、今すぐ何かをするということだけではなくて、あらかじめ土地を取得するに当たって、今後、公用とか公共用にできる、あるいは公共の利益のために取得するのがよろしいということで、公共用地取得特別会計のほうでこの土地を買おうとしているものでございます。

取得の前の調査等ということで、利用計画、事業、今後の補助金、起債について明らかにしていただきたいというお話がありましたけれども、一旦、公共用地のほうで取得いたしまして、実際に事業をしようとするときには、その事業の目的に沿って一般会計のほうで、この土地を一般会計のほうに買います。そのときに、そのやろうとしてる事業の中で、補助金ですとか、有利な起債とか、それを選択していくようになりますので、今の時点では今すぐ何かをするという事業があるということではなくて、その時々で事業を選択し、有利な補助金、起債を選んでいくこととなると思います。

私のほうからは以上です。

議長（滝内久生君） 1番 江田邦明君。

1番（江田邦明君） 副市長のほうにお尋ねさせていただきます。今回、ブレーキを踏むことはなかったということで確認させていただきたいと思います。

もう一点、対抗措置を回避するために100万円という金額設定をされたということですが、全協の中の行政報告を見ると、逆に対抗措置で5%プラスで申出をされた所有者が見つかるということが市にとって一番いいことではないのかなと思いますが、そういった考えはないのか。もしそういった考えがあるのであれば、この100万円ではなくて、50万円でも、55万円でもよろしいのかなと思いますが、その点についてお尋ねさせていただきたいと思います。

もう一点、使える起債、国庫補助ということで、使うことが可能である起債と国庫補助を教えていただきたいということなので、事業の目的が決まっていなくても、今後可能性のあるPFIだったり、防災公園とか、そこら辺の計画の御答弁がないので分かりませんが、こういったものが利用可能かということところは、当然、政策会議で協議されてるのかと思いますので、その点を再度、教えていただきたいと思います。

もう一点、取得することによって空き家対策の下田市内の計画の中で、これまでは行政側が助言、指導、その次に勧告、命令、行政代執行というように、空き家についてですが、そ

ういった対策計画を立てております。今度は逆に、この財産を持つことで、下田市はこのことをやらなければいけない立場に今度は変わってくるのかと思います。その立場になったときに、下田市としては早急にこの物件を壊す必要があると思います。壊さない限り、下田市は民間、または市民に対して特定空家等に対する助言、指導、勧告、命令をする立場にはなれないと思います。そういった点も踏まえまして、取得後、どの段階で解体するかというのは非常に重要かと思います。そのお考えをお聞かせいただきたいと思います。行政としての空き家に対する責任、防災、また危険を回避するための責任という中で、未定という言葉は使えないと思いますので、具体的に何年後解体ということをお教えいただきたいと思います。

議長（滝内久生君） 副市長。

副市長（曾根英明君） 1つ、ブレーキというような御質問であったかと思いますが、まずあの旧グランドホテルのところの場所が危険性であったり、はたまた景観の問題であったりということで、長年、下田市の懸案になってたということは、まず大前提にあるかと思えます。そうした中で、市が実際に取得した場合は、億単位でかかる解体費用というのが当然発生してきて、所有者がいてということには、例えば解体するように指導というようなことをしていくことになるかと思うんですけれども、当然、市が所有した場合には、これを市のリスクと言っていいのかどうか分かりませんが、当然ながら解体する責任というんですかね、それは自分自身でやらなければいけない。当然そういう市にとってのリスクがあるというような話は、政策会議等でも議論になったところでございます。

一方で、先ほども御答弁したんですけれども、今回、所有者が破産して、手続に入ってるということで、今、この時期に取得ということをししないと、所有者が不在になって、なかなかその後、買いたいときに買うというようなことができないというリスク、そういったところのバランスを鑑みたときに、緊急的にやむを得ないということで、今回100万円の予算を計上したということでございます。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 財務課長。

財務課長（日吉由起美君） すみません、その5%の関係で、100万円にした理由のところなんですけれども、ですので、先ほど申し上げましたけども、例えば100円とかという、幾らでもいいよと言われたときに、それに5%上乘せしたら、相当安い金額で買えるということもございませぬ。その結果、変な言い方しますと、悪質な業者が買って、何もしないで放置する、あるいはそこが転売、転売して、実際には持ち主はいるんだけど、分からなくなってし

まうようなりスクがあるのではないかというふうに考えました。ですので、市としては、もちろん民間所有で、ちゃんと今、例えばグランドホテルであっても最初はよろしかったわけですね。そういうふうに固定資産税も入りますし、営業とかをしていただいたら、例えばホテルが営業していただいたら、またお客さんも増えるかもしれない、そういうところはあるかと思えます。ですけれども、今までのこれまでの経過を見ますとなかなか、任意売却も探ったという話も聞いてますので、なかなか買われる方もいなかったというふうに聞いてます。ですので、今回の場合は100万円が適正かどうかということも、また御判断いただければと思うんですが、市としてはそういうふうに考えて、今回の予算を計上させていただいたということで、ある一定の業者のほうをいろいろ考えた中で、今回、予算のほうを計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

それからすみません、補助金とか、実際の起債とかということでございますけれども、今回は先ほどから申し上げますけども、先行用地取得ということで買ってます。ですので、具体的に何かをやるということであれば、当然、下田市の今までの事業を実施していくに当たっては、国・県の補助があるもの、それから起債の有利なものを探す、その前段としては、あそこの土地が周りが全部下田市になってまして、真ん中の今回の土地も下田市が過去に売ったという経過もございますので、それを利用して、もちろん市民の方に還元できるようなものにしていくという考え方はありますので、今すぐに何かをやるので、そのメニューをとるところは現在お答えできるものではございません。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 建設課長。

建設課長（高野茂章君） 空き家対策のお話なんですけども、助言、指導、勧告、代執行という話、市が持ったらそれができなくなるんじゃないかという話でございますが、助言、指導の段階で、空き家を持って人たちは、その飛散防止をすれば、取りあえずはすぐ代執行で壊せという指導にはなりませんので、その辺は市が仮に取得した場合は、その飛散、倒壊防止のあれを、そういう工事を施すような形には、一気に壊すのではなく、そういう形も考えられると思います。

以上です。

議長（滝内久生君） 1番 江田邦明君。3回目です。

1番（江田邦明君） 不動産取引の中で100万円とかという単位は多分小さなものだと思います。

ます。ただ、市税を使って予算計上する中では、やはり50万円、100万円というのは大きな数字だと思います。その点についてはしっかり精査して、恐らく100万円ぐらいであれば、対抗措置が出ない、1円でも100万円でも対抗措置は出てこないのではないかと思いますので、適正な価格での破産管財人との交渉をお願いしたいと思います。

あと、補助金であったり起債については明確に御答弁いただけませんでした。質問の仕方を変えまして、現状、国・県補助、起債を全て使えるものを活用して、あの建物を壊す場合、仮に解体の費用が行政報告にございました4億円であった場合、下田市は最安で単費として幾ら計上すれば壊すことができるか、最後質問して終わりたいと思います。

議長（滝内久生君） 財務課長。

財務課長（日吉由起美君） すみません、4億円かかるとすると、4億円費用は必要です。ただ、それを例えば補助金があれば補助率に応じて、起債があれば起債をとということで、4億円については、そのままかかる、もしそういう制度が何もなければ4億円かかるということでございます。

以上です。

議長（滝内久生君） 市長。

市長（松木正一郎君） 大ざっぱに申し上げます。やっぱり今、議員おっしゃるように、どのぐらいかかって、どのぐらい負担があるのかといったのは、ある程度はやはり腹づもりが必要だと思います。その予算の外からの補助のような目当てがあるのかという、多分こういう御質問であろうと思います。それによって市民の負担を少しでも少なくすると。これは私たちがやらなきゃいけない仕事になります。今のところ、私自身の今までの経験から考えられているのが、下田公園を拡張による都市公園化、都市公園、その都市公園の中に、例えば民間の小規模な、でも、おしゃれなレストランだとか、喫茶店とか、そういった官民が協働でできるようにする、そういった制度も最近では整ってまいってますので、公園というのが1つあります。

もう一つが防災です。防災のほうでも静岡県が相当の予算を用意して、各市町村のほうにアクションプログラムの中でやるように。例えば旧市街地が観光のまちであって、その人たちはどこに逃げるのか、その逃げたところにどういうふうなものが避難関係施設として必要か、こういったことで防災関連でも予算がございまして。こうした基本的には大きな2つの方向性を私は今のところ考えてます。それはうちのトップのほうの最終意思決定の会議の中でもみんなで議論したところだったんですけど、今そういった話がこちらから明確に防災か、

いや、公園という、その2大、場合によっちゃ、ひょっとして我々が気がつかない新たな方法があるかもしれませんけれども、そういったことを考えています。

なお、熱海での悲しい事故が起きて、今日でちょうど5か月になります。今日、やはり地元では黙祷したり、そういうことをしています。あの盛土は、事故が起きたからみんな、その事故の後に対応してるわけです。あのとき、例えば江田議員は、市が何で買うのか、後利用は何だというふうに言うのでしょうかということなんです。やっぱり危険があれば、その危険にどうするんだという話になろうかと思います。先ほど申し上げましたように、私たちができるのは、普通は道路側で待ち受けをする、熱海で言えば、あの盛土のそばに巨大な何かを造ると。それで抑えられるかどうか分かりませんが、3・11を見ても、自然の力にはどうしたって人間の構造物というのは完全ではない。本当はああいったものに対して、もっと事前にやるべきことがあったんじゃないかということで、今、様々な議論が行われています。事が起きてからでは遅いということで、今回、緊急性という言葉を上げてきたところです。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 質疑の途中ですが、ここで休憩したいと思います。2時15分まで休憩します。

午後 2時 0分休憩

午後 2時15分再開

議長（滝内久生君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を続けます。

ほかに質疑はございますか。

3番 鈴木 孝君。

3番（鈴木 孝君） 今までいろいろな議員の方が質問してきましたけど、その視点とは別に、ちょっと質問していきたいと思います。

やるとして考えるとします。それで、市長が言ったガラスが割れてるとだんだん割れていくと。要するにごみが捨ててあれば、ごみが増えていくと。そしたら、やることによって、そのガラスを直すことによって、壊れているガラスが直ってきれいになっていく。ごみが拾っていければ、今度はごみをきれいにする人が出てくるんじゃないかと。そういうことで考えると、4億円、5億円かけて。でも、それでもやるんだという気持ちを市長が発信してい

ただ、市民に負担をかけるけれども、本当にやるんだと、環境を変えるんだと、古い下田を変えるんだという気持ちを発信していただければ、もしかしたら、この4億円、5億円が安くなるかもしれないという考えもあるんじゃないかと思うんです。

私が議員になって、例えば県道の斜面の山が、例えば下田南伊豆線とか、岩下から上っていくところとか見ると、県道であって、そこが崩れてきて、落ち葉も木も落ちてくるということで、土木のほうに相談に行くと、地図を引っ張り出してきて、ここは民地だからどうのこうのと言って、必ずやろうとしない。市民もどうかしてくれと言っても、誰もどうにもできないような状態が起きてるんですね。だけれども、下田が自分のものじゃないものを取得してどうにかするんだという気持ちを出して、俺たちはこんだけやってるんだから、じゃあ県もこのくらいのことではどうにかなんないのかと、本当に訴えていく気持ちがあって、下田のいろんなことがよくなれば、もしかしたら4億円、5億円が安くなるんじゃないかなという考えもあるのかなと思っていますけれども。それについて何か、やっぱりどうにかして、ただ、静かにして、ただ、しょうがないからやるというんであればもったいない話かなと思うんですね。これを力に変えて、日本全国に発信していくぐらいのアピール力があれば、これが何か宣伝にもなるんじゃないかなと思っています。いかがでしょうか、市長。

議長（滝内久生君） 市長。

市長（松木正一郎君） 貴重な御意見ありがとうございます。昨日の議会の一般質問の中で、橋本議員からも市長のリーダーシップを求めるというんでしょうか、あるいは覚悟を求めると、こういうようなお話がありました。例えばコロナで人々の心がささくれ立って、それで感染した人に対して、ひどい非難が。ああいうときには、私はそういうのはやめましょうということでテレビで話をしました、緊急に。矢田部議員からは、防災無線だって活用したらいいんじゃないかという、そういう御助言もいただきました。そういったときには、まさに私は前にどんどん出ようと思っています。

一方で、政策を判断するときについては、最終的な判断はもちろん私がしますが、基本的には独断ではなく、やはり万機公論に決すべしという言葉があるとおり、しっかりみんなで考えてから結論を出すようにしています。これはともすればリーダーシップのなさというふうに見られるかもしれませんが、1つの施策をこれでやるんだというふうに言うよりは、その前に、理念的なことではこういう方向を目指そうじゃないかということについて、自分なりに考えて、その上で方針を決定して、その具体策についてはみんなで考えようと、こういうような今、私はその主張としてのやり方をしております。これ、ちょっと何ていうんでしょ

うか、その性格にもよると思います。リーダーシップ型の、本当に俺についてこいという方はひょっとすると、こうする、だからやれというふうな上意下達の、そういうやり方もあるかもしれません。私は両方のバランスが大事だと思ってます。下からも上げてもらう、上からも出す、それではちっと合って初めてやると。

という感じで、ごみについてもSDGsで頑張ろうというメッセージを出します。具体的なことについては事務局としっかり話をすると。このグランドホテルについては、みんなで何回か議論を重ねて、その上で、じゃあやろうというふうに私が最終的に決断したものです。この議会で、もしちゃんと理解がこの後、委員会でも様々な議論をした上で、最終的な判断は私のほうでして、そしてそれを、もし可能であれば、上手な形で市民の皆さんにアピール、PRしていきたいと思います。貴重な御意見として承りたいと思います。ありがとうございました。

議長（滝内久生君） ほかに質疑はございませんか。

11番 進士為雄君。

11番（進士為雄君） 鈴木議員の話とちょっと似ているようになるかと思いますが、中村議員が一般質問でやったように、昭和45年代の高度成長で、何ていうんですか、このまちが異常な高度成長、税収が増えた数字を出してましたけれども、あれで感覚がずっと鈍ってるのかなという、そういう意味で、中村議員のほうは提起したんだと思うんですね。もちろん同じ会派ですから、そういう議論もしました。ですから、原理原則、いわゆる受益者負担という、そういうものを持ち出してるわけですが、

そのことと同様に、やはり一番あれなのは人口減がどんどん進んでいくと。そういう中で、やはり大きく物の考え方を変えなきゃいけないというのは常々言ってるんですけども、そういう面からしたとき、大分前にある不動産の大手の社員と話したときに、私はどちらかというと投資をしていただきたいという立場で、下田に何か投資をするような人がいないですかなというような話をした。そのときに何言ったかという、下田は魅力ないとはっきり言われました。投資するやつなんか出てこないから。ですから、ワーケーションに賛成してるのも、やはりいろいろな人があそこに来ていただいて、そこから下田を見たときに、投資してみようかというものの1つのきっかけになるから、ああいうワーケーションの、三菱地所さんが連れてくる、そういう人たちがどういう目で見えてくれるかというふうに思うんですね。

そのときに、全くこの下田市というのは景観条例づくり、景観計画、先ほど言いました風

致地区計画、ああいうものをつくりましたけれども、積極的にそういうものやっこうというものはほとんど事業として見えないんですよね。あれは非常に大事な話であって、そういう面では、高度成長から昭和50年ぐらいから人口が減ると同時に観光客も減っていくわけですが、もうある程度いったときには、ほとんどこのまちには投資という投資がほとんどなかったです。あったのは、ジャパンが1つ、ジャパンホテルが大きなもので投資がありましたけれども、あれ以降、投資らしい投資がないと。やはり投資していただかないとまちは変わらないし、今の要するに停滞したこういう、何ですか、年収230万円の労働者賃金、こういうものも変わってこないというふうに思うんです。民間がまず投資をしないのと同じに、市も投資をしてこなかったというのがあるんです。市は市なりに投資をしていかなきゃならない。だから景観条例で景観を大事にしましょうと、景観にそぐわないものに対しては投資をしていかなきゃならないと思うんです。そういう例えば今のグランドホテルとか、いろんなものを予算がいっぱいあれば、市がばしばし投資して、やっつけばいいんだろーとは思いますが、まずはグランドホテルに市は投資して、やはりそういう景観を大事にするんだと、常に10年先、20年先の子どもたちにそういう要するに空間を引き継がなきゃならないと思うんです。そのためにはやはり新たな投資を、民の投資を生むためにも、市は投資していかなきゃならないんだろーというふうに思うんです。そういうもの、危険もそうでしょうけども、景観に対して要するに負なものは、要するに取り除くというぐらいの積極的なものを持たないと、民の投資は上げないというふうには思うんです。

そういうことからすれば、やはり前向きに、やはりそういう投資をしていく。例えば熱海を見ますと、何年前か、もう忘れちゃったけれども、熱海は熱海なりに投資したわけですね。何でしたっけ、何とかビーチ、砂浜造ったりとか。あそこの周辺なんかは、元は防波堤で、何ですか、小学生が卒業作品みたいな絵を描いて、何か暗いような通りのところがありましたけど、あそこなんか、海岸線をあれだけきれいにして、今、若い人たちがあそこで歩いたりとか、写真を撮ったりとか、そういう投資をして、やはりそういう地道な投資をした中で、やはり今度は逆に熱海は見直されて、民間がマンションを造ったり、ホテルを造ったりという熱海市になるわけですね。そういうチャレンジをこのまちは1つもしてこなかったというふうに僕は思ってるんです。

ですから、ごみの話もそうなんですけれども、ですから何回も言うように、新たなチャレンジをして、やはり子どもたちに夢を持たせないと、この先、やっぱり下田に住みたくないというのは、大人がだらしがないからですよ。子どもたちに夢をつくってない。あんなとこ

ろのホテルなんて、夢になるわけじゃない、あって。ですから、ここは大人は踏ん張って、中村議員の質問の中に、大人はぼろ着ても子どもの教育に金かけたとか、昔のことを言えばね。そういうことでやはり地域に根づく子どもたちも出てくるわけですね。そういう面では、そういうチャレンジというか投資というものを、民間がやらなかったら市がやらなきゃしょうがない、ここは踏ん張っても、僕はそう思います。

特別、市長から意見を求める気もございませんけれども、こういう議員もいるということ、ひとつ頭の中に入れて、今後の職員の皆さんでいろんな議論をやっていただければというふうに思います。

以上でございます。終わり。

議長（滝内久生君） 答弁は要りませんね。

11番（進士為雄君） 答弁は要りません。

議長（滝内久生君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第80号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第81号 令和3年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）に対する質疑を許します。

質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第81号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

なお、時間外勤務手当を除く職員人件費については、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第82号 令和3年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第82号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

なお、職員人件費については、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第83号 令和3年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第83号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

なお、時間外勤務手当を除く職員人件費については、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第84号 令和3年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第84号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

次に、議第85号 令和3年度下田市下水道事業会計補正予算（第2号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第85号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

議長（滝内久生君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

これをもって散会します。

なお、4日、5日は休会とし、6日、7日はそれぞれの常任委員会の審査をお願いし、8日、本会議を午前10時から開催いたしますので、御参集のほど、よろしくお願い申し上げます。

お疲れさまでした。

午後 2時30分散会